

利

28 関振第 221 号
平成 28 年 4 月 15 日

茨 城 県 知 事 殿

関 東 農 政 局 長



農村地域復興再生基盤総合整備事業の一部改正について

このことについて、平成 28 年 4 月 1 日付け 27 農振第 2294 号及び 27-生畜第 2000 号をもって、農村振興局長及び生産局長から、別添写しのとおり通知があったので、御了知の上、本事業の適正かつ円滑な実施に特段の御配慮をお願いします。



216-3



27農振第2294号

27生畜第2000号

平成28年4月1日

関東農政局長 殿

農村振興局長

生産局長

農村地域復興再生基盤総合整備事業の一部改正について

農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要領（平成25年2月26日付け24農振第2171号農林水産省農村振興局長、24生畜第2233号農林水産省生産局長通知）を別添新旧対照表のとおり一部改正したので、御了知の上、本事業の円滑かつ的確な実施に努められたい。

なお、各県知事に対しては、貴職からこの旨通知されたい。



○ 農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要領 (平成25年2月26日付け24農振第2171号・24生畜第2233号農林水産省農村振興局長・生産局長通知) 一部改正新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

改 正 後	現 行
<p>第1～第6 (略)</p> <p>附 則 この実施要領は、平成28年4月1日から施行する。</p>	<p>第1～第6 (略)</p>

改 正		理 由	
別紙2-1（農地整備事業に係る運用）		別紙2-1（農地整備事業に係る運用）	
第1 (略)		第1 (略)	
第2 定義		第2 定義	
1 農地所有適格法人等	農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法 人）をいう。以下この別紙において同じ。）及び特定農業法人（農業経営基盤強化促進法（昭和 55年法律第65号）第23条第4項に規定する特定農業法人をいう。	1 農業生産法人等	農業生産法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農業生産法人をいう。 以下この別紙において同じ。）及び特定農業法人（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第 65号）第23条第4項に規定する特定農業法人をいう。
2 (略)		2 (略)	
3 担い手		3 担い手	
(1) 農業者（農地所有適格法人を含む。）の場合	認定農業者（農業経営基盤強化促進法第12条第1項の認定を受けた者をいう。以下この別紙 において同じ。）であること又は次に掲げる全ての要件を備えていること。 ア 専ら若しくは主としてその農業経営に従事すると認められる16歳以上の農業従事者がいる ものであること又は後継者が近く農業に従事する見込みがあると認められること（農地所有 適格法人にあつては、常時従事者たる構成員の中に当該農業従事者がいるものであること）。	(1) 農業者（農業生産法人を含む。）の場合	認定農業者（農業経営基盤強化促進法第12条第1項の認定を受けた者をいう。以下この別紙 において同じ。）であること又は次に掲げる全ての要件を備えていること。 ア 専ら若しくは主としてその農業経営に従事すると認められる16歳以上の農業従事者がいる ものであること又は後継者が近く農業に従事する見込みがあると認められること（農業生産 法人にあつては、常時従事者たる構成員の中に当該農業従事者がいるものであること）。
イ (略)		イ (略)	
ウ 生産基盤整備事業等（別表の区分の欄の1から3までの事業及び東日本大震災に対処する ための土地改良法の特例に関する法律（平成23年法律第43号）第2条第3項に規定する復旧 関連事業をいう。以下この別紙において同じ。）の完了時における経営等農用地の面積（農 地所有適格法人にあつては、経営等農用地の面積をその常時従事者たる構成員の数で除して算出 した面積）が、おおむね3.5ヘクタール（露地野菜単一経営、果樹単一経営及び施設園芸単一 経営にあつては作物ごとに市町村長が県知事と協議して定める面積）を超えていること。 なお、この基準の適用が困難な地域にあつては、市町村長が県知事と協議してこの基準と異 なる面積とすることができるが、この協議に際して県知事はあらかじめ地方農政局長の意見 を聴くものとする。	ウ 生産基盤整備事業等（別表の区分の欄の1から3までの事業及び東日本大震災に対処する ための土地改良法の特例に関する法律（平成23年法律第43号）第2条第3項に規定する復旧 関連事業をいう。以下この別紙において同じ。）の完了時における経営等農用地の面積（農 業生産法人にあつては、経営等農用地の面積をその常時従事者たる構成員の数で除して算出 した面積）が、おおむね3.5ヘクタール（露地野菜単一経営、果樹単一経営及び施設園芸単一 経営にあつては作物ごとに市町村長が県知事と協議して定める面積）を超えていること。 なお、この基準の適用が困難な地域にあつては、市町村長が県知事と協議してこの基準と異 なる面積とすることができるが、この協議に際して県知事はあらかじめ地方農政局長の意見 を聴くものとする。		
エ (略)		エ (略)	
(2) (略)		(2) (略)	
(3) 集落営農の場合	特定農業団体（農業経営基盤強化促進法第23条第4項に定める特定農業団体をいう。以下この 別紙において同じ。）又は次に掲げる全ての要件を満たす組織（以下この別紙において「特定農 業団体等」という。）であることが確実と見込まれること。	(3) 集落営農の場合	特定農業団体（農業経営基盤強化促進法第23条第4項に定める特定農業団体をいう。以下この 別紙において同じ。）又は次に掲げる全ての要件を満たす組織（以下この別紙において「特定農 業団体等」という。）であることが確実と見込まれること。
イ その組織を変更して、その構成員を主たる組合員、社員又は株主とする農地所有適格法人 となることに関する計画であつて、次に掲げる基準に適合するものを有しており、かつ、その達 成が確実と見込まれること。		イ その組織を変更して、その構成員を主たる組合員、社員又は株主とする農業生産法人とな ることに関する計画であつて、次に掲げる基準に適合するものを有しており、かつ、その達 成が確実と見込まれること。	
エ (略)		エ (略)	
(7) 農地所有適格法人となる予定年月日が定められており、かつ、その日が、当該計画の策定 の日（以下この別紙において「計画策定日」という。）から起算して5年を経過する日 前であること。		(7) 農業生産法人となる予定年月日が定められており、かつ、その日が、当該計画の策定 の日（以下この別紙において「計画策定日」という。）から起算して5年を経過する日 前であること。	

(1) 当該団体が**農地所有適格法人**となるために実施する事項及びその実施時期が定められていること。

(カ)・(ク) (略)

ウ～オ (略)

(4) 法人 (**農地所有適格法人**を除く。)の場合

促進計画若しくは活性化計画の目標年度又は耕作放棄地型の事業完了年度において認定農業者となることが確実と見込まれるものとして市町村長が認定する者であること。

(5)・(6) (略)

4～6 (略)

第3 (略)

第4 事業実施主体

1・2 (略)

3 調査・調整事業 (別表の区分の欄の4の事業の事業種類の欄の(1)のイ及び(2)のイの調査・調整事業をいう。以下この別紙において同じ。)及び耕作放棄地活用推進事業 (別表の区分の欄の4の事業の事業種類の欄の(5)の耕作放棄地活用推進事業をいう。)の事業実施主体は、県、市町村、土地改良区、農業協同組合又は**農地所有適格法人**等とする。

4～6 (略)

第5 採択要件

1 経営体育成型

(1) (略)

(2) アからウまでのいずれかの要件を満たすこと。

ア・イ (略)

ウ 次に定める要件を全て満たすこと。

(7) 事業完了時点において、次のいずれかを満たす**農地所有適格法人**等が育成されることが確実と見込まれること。

① **農地所有適格法人**が存在しない地区

事業開始時に**農地所有適格法人**が設立されていない地区においては、生産基盤整備事業等の完了時において、経営所得安定対策実施要綱 (平成22年経営第7133号農林水産事務次官依命通知) 第7に基づき交付金の交付を受ける農業者 (以下この別紙において「経営所得安定対策の加入者」という。)となる**農地所有適格法人**が設立されることが確実と見込まれること。

② **農地所有適格法人**が存在する地区

事業開始時に特定農業法人以外の**農地所有適格法人**が設立されている地区においては、生産基盤整備事業等の完了時において、当該**農地所有適格法人**が特定農業法人として農業経営基盤強化促進法第23条第7項に基づく農用地利用規程に定められることが確実と見込まれるとともに、経営所得安定対策の加入者となることが確実と見込まれること。

(4) 生産基盤整備事業等の完了時において、当該事業の受益面積に占める(7)の要件を満たす**農地所有適格法人**等の経営等農用地面積の割合が、30%以上となることが確実と見込まれること。

(1) 当該団体が**農業生産法人**となるために実施する事項及びその実施時期が定められていること。

(カ)・(ク) (略)

ウ～オ (略)

(4) 法人 (**農業生産法人**を除く。)の場合

促進計画若しくは活性化計画の目標年度又は耕作放棄地型の事業完了年度において認定農業者となることが確実と見込まれるものとして市町村長が認定する者であること。

(5)・(6) (略)

4～6 (略)

第3 (略)

第4 事業実施主体

1・2 (略)

3 調査・調整事業 (別表の区分の欄の4の事業の事業種類の欄の(1)のイ及び(2)のイの調査・調整事業をいう。以下この別紙において同じ。)及び耕作放棄地活用推進事業 (別表の区分の欄の4の事業の事業種類の欄の(5)の耕作放棄地活用推進事業をいう。)の事業実施主体は、県、市町村、土地改良区、農業協同組合又は**農業生産法人**等とする。

4～6 (略)

第5 採択要件

1 経営体育成型

(1) (略)

(2) アからウまでのいずれかの要件を満たすこと。

ア・イ (略)

ウ 次に定める要件を全て満たすこと。

(7) 事業完了時点において、次のいずれかを満たす**農業生産法人**等が育成されることが確実と見込まれること。

① **農業生産法人**が存在しない地区

事業開始時に**農業生産法人**が設立されていない地区においては、生産基盤整備事業等の完了時において、経営所得安定対策実施要綱 (平成22年経営第7133号農林水産事務次官依命通知) 第7に基づき交付金の交付を受ける農業者 (以下この別紙において「経営所得安定対策の加入者」という。)となる**農業生産法人**が設立されることが確実と見込まれること。

② **農業生産法人**が存在する地区

事業開始時に特定農業法人以外の**農業生産法人**が設立されている地区においては、生産基盤整備事業等の完了時において、当該**農業生産法人**が特定農業法人として農業経営基盤強化促進法第23条第7項に基づく農用地利用規程に定められることが確実と見込まれるとともに、経営所得安定対策の加入者となることが確実と見込まれること。

(4) 生産基盤整備事業等の完了時において、当該事業の受益面積に占める(7)の要件を満たす**農業生産法人**等の経営等農用地面積の割合が、30%以上となることが確実と見込まれること。

(3) 農業経営高度化支援事業（別表の区分の欄の4の農業経営高度化支援事業をいう。以下この別紙において同じ。）を行う場合にあつては、次に定める要件を満たすこと。

ア～ウ（略）

エ 農地所有適格法人等農地集積促進事業（別表の区分の欄の4の事業の事業種類の欄の(3)のエの農地所有適格法人等農地集積促進事業をいう。以下この別紙において同じ。）を行う場合にあつては、経営所得安定対策加入経営体集積率（当該事業の受益面積に占める農地所有適格法人等及び高度経営体のうち経営所得安定対策加入経営体の経営等農用地の面積の割合をいう。以下この別紙において同じ。）が50%以上となることとする。

オ（略）

2 畑地帯担い手育成型

(1) (略)

(2) 調査・調整事業を実施する場合にあつては、ア又はイのいずれかの要件を満たすこと。

ア (略)

イ 担い手に農地所有適格法人を除く法人を位置づけた場合にあつては、当該法人に係る農地集積率が30%以上となること。

(3)・(4) (略)

3～5 (略)

第6 計画の作成

本事業の実施にあつては、県知事は、事業計画概要書及び以下に掲げるもののうち必要な計画を地方農政局長等に提出するものとする。

1 経営体育成型

県知事は、経営体育成型を実施しようとするときは、次に定めるところにより、市町村から(2)の促進計画の提出を受けた上で、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号。以下この別紙において「令」という。）第50条第3項の農用地利用集積促進土地改良整備計画（以下この別紙において「集積促進整備計画」という。）及び必要に応じて(5)の高付加価値農業振興計画を作成するものとする。

(1) 集積促進整備計画

ア (略)

イ 集積促進整備計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

(ア) (略)

(イ) 経営体育成型計画又は農地所有適格法人等育成計画

(ウ)～(オ) (略)

(2) 促進計画

ア～イ (略)

ウ 促進計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

(ア) (略)

(イ) 農地所有適格法人等育成計画

(ウ)～(オ) (略)

エ・オ (略)

2 (略)

3 畑地帯担い手支援型

(3) 農業経営高度化支援事業（別表の区分の欄の4の農業経営高度化支援事業をいう。以下この別紙において同じ。）を行う場合にあつては、次に定める要件を満たすこと。

ア～ウ（略）

エ 農業生産法人等農地集積促進事業（別表の区分の欄の4の事業の事業種類の欄の(3)のエの農業生産法人等農地集積促進事業をいう。以下この別紙において同じ。）を行う場合にあつては、経営所得安定対策加入経営体集積率（当該事業の受益面積に占める農業生産法人等及び高度経営体のうち経営所得安定対策加入経営体の経営等農用地の面積の割合をいう。以下この別紙において同じ。）が50%以上となることとする。

オ（略）

2 畑地帯担い手育成型

(1) (略)

(2) 調査・調整事業を実施する場合にあつては、ア又はイのいずれかの要件を満たすこと。

ア (略)

イ 担い手に農業生産法人を除く法人を位置づけた場合にあつては、当該法人に係る農地集積率が30%以上となること。

(3)・(4) (略)

3～5 (略)

第6 計画の作成

本事業の実施にあつては、県知事は、事業計画概要書及び以下に掲げるもののうち必要な計画を地方農政局長等に提出するものとする。

1 経営体育成型

県知事は、経営体育成型を実施しようとするときは、次に定めるところにより、市町村から(2)の促進計画の提出を受けた上で、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号。以下この別紙において「令」という。）第50条第3項の農用地利用集積促進土地改良整備計画（以下この別紙において「集積促進整備計画」という。）及び必要に応じて(5)の高付加価値農業振興計画を作成するものとする。

(1) 集積促進整備計画

ア (略)

イ 集積促進整備計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

(ア) (略)

(イ) 経営体育成型計画又は農業生産法人等育成計画

(ウ)～(オ) (略)

(2) 促進計画

ア～イ (略)

ウ 促進計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

(ア) (略)

(イ) 農業生産法人等育成計画

(ウ)～(オ) (略)

エ・オ (略)

2 (略)

3 畑地帯担い手支援型

県知事は、畑地帯担い手支援型を実施しようとするときは、次に定めるところにより、市町村から3の(2)に定める畑地帯営農促進基本計画（以下この別紙において「基本計画」という。）を受けた上で、畑地帯農用地利用高度化促進土地改良整備計画（以下この別紙において「高度化整備計画」をいう。）を作成するものとする。ただし、単独営農用水整備を行う場合にあつてはこの限りではない。

ア 農地整備事業に係る令50条第1項第11号の農林水産大臣が定める基準は次のとおりとする。

- (1) 高度化整備計画
- (2) 農地整備事業に係る令50条第1項第11号の農林水産大臣が定める基準は次のとおりとする。
- (イ) 略
- (ロ) 略
- 4～7 略

第7～第14 略

別記 略

別表

区分	事業種類	事業内容	備考
4 農業経営高度化支援事業	(1)・(2) [略] (3) 農業経営高度化促進事業 ア～ウ [略] エ 農地所有適格法人等農地集積促進事業 オ・カ [略] (4)・(5) [略]	農地所有適格法人等経営所得安定対策加入経営体への農用地の利用集積に向けた促進支援	経営体育成型に限る

県知事は、畑地帯担い手支援型を実施しようとするときは、次に定めるところにより、市町村から3の(2)に定める畑地帯営農促進基本計画（以下この別紙において「基本計画」という。）を受けた上で、畑地帯農用地利用高度化促進土地改良整備計画（以下この別紙において「高度化整備計画」をいう。）を作成するものとする。ただし、単独営農用水整備を行う場合にあつてはこの限りではない。

ア 農地整備事業に係る令50条第1項第11号の農林水産大臣が定める基準は次のとおりとする。

- (1) 高度化整備計画
- (2) 農地整備事業に係る令50条第1項第11号の農林水産大臣が定める基準は次のとおりとする。
- (イ) 略
- (ロ) 略
- 4～7 略

第7～第14 略

別記 略

別表

区分	事業種類	事業内容	備考
4 農業経営高度化支援事業	(1)・(2) [略] (3) 農業経営高度化促進事業 ア～ウ [略] エ 農業生産法人等農地集積促進事業 オ・カ [略] (4)・(5) [略]	農業生産法人等経営所得安定対策加入経営体への農用地の利用集積に向けた促進支援	経営体育成型に限る

改 正		現 行	
別紙2-2（農地整備事業に係る取扱い）		別紙2-2（農地整備事業に係る取扱い）	
第1（略）		第1（略）	
第2 事業の内容	別紙2-1の農地整備事業に係る運用（以下この別紙において「運用」という。）第3に規定する事業及び運用別表中の各事業の内容は、以下の条件に適合することを要するものとする。	第2 事業の内容	別紙2-1の農地整備事業に係る運用（以下この別紙において「運用」という。）第3に規定する事業及び運用別表中の各事業の内容は、以下の条件に適合することを要するものとする。
1 経営体育成型	(1) 水田地帯において畦畔除去等簡易な整備を含む区画整理事業等の実施により、大区画化等生産性ほ場の整備が図られること。 ただし、地域の地形条件、営農等により、本要件の適合が技術的に困難なもののうち、担い手又は 農地所有適格法人 等への農用地の集積に資するものとして適当と認められるものについては、この限りではない。	1 経営体育成型	(1) 水田地帯において畦畔除去等簡易な整備を含む区画整理事業等の実施により、大区画化等生産性ほ場の整備が図られること。 ただし、地域の地形条件、営農等により、本要件の適合が技術的に困難なもののうち、担い手又は 農業生産法人 等への農用地の集積に資するものとして適当と認められるものについては、この限りではない。
(2)～(4)（略）		(2)～(4)（略）	
2（略）		2（略）	
3 共通事項	(1)（略） (2) 農業経営高度化支援事業 ア 高度土地利用調整事業のうち指導事業の内容は、以下のとおりとする。 (ア) 市町村、土地改良区、農業協同組合又は 農地所有適格法人 等が行う調査・調整事業、農業経営高度化促進事業又は耕地利用高度化推進事業に関する助言又は指導 イ（略） ウ 高度土地利用調整事業のうち調査・調整事業の内容は、以下のとおりとする。 (ア)～(イ)（略） (ウ) 農地所有適格法人 等の伝統的な農業経営の確立に関する活動 (イ)～(ウ)（略） エ～キ（略） ク 農業経営高度化促進事業の実施にあたっては、以下のとおりとする。なお、次の(ア)から(ウ)までに掲げる事業はそれぞれ重複して実施してはならない。 (ア)～(イ)（略） (ウ) 農地所有適格法人 等農地集積促進事業 経営所得安定対策加入者への農用地の利用集積の促進に資するものとなるよう配慮するものとする。 (エ)～(イ)（略） ケ～ス（略） (3)（略） 4（略）	(1)（略） (2) 農業経営高度化支援事業 ア 高度土地利用調整事業のうち指導事業の内容は、以下のとおりとする。 (ア) 市町村、土地改良区、農業協同組合又は 農業生産法人 等が行う調査・調整事業、農業経営高度化促進事業又は耕地利用高度化推進事業に関する助言又は指導 イ（略） ウ 高度土地利用調整事業のうち調査・調整事業の内容は、以下のとおりとする。 (ア)～(イ)（略） (ウ) 農業生産法人 等の伝統的な農業経営の確立に関する活動 (イ)～(ウ)（略） エ～キ（略） ク 農業経営高度化促進事業の実施にあたっては、以下のとおりとする。なお、次の(ア)から(ウ)までに掲げる事業はそれぞれ重複して実施してはならない。 (ア)～(イ)（略） (ウ) 農業生産法人 等農地集積促進事業 経営所得安定対策加入者への農用地の利用集積の促進に資するものとなるよう配慮するものとする。 (エ)～(イ)（略） ケ～ス（略） (3)（略） 4（略）	

- 第3 (略)
- 第4 計画の作成
1 経営体育成型
(1)・(2) (略)
- (3) 促進計画においては、事業実施区域を対象に、以下に掲げる事項のうち必要なものを定めるものとする。
- ア～ウ (略)
- エ 農地所有適格法人等育成計画
アに基づき、農地所有適格法人等の育成、農業経営等に係る目標を設定する。
オ～セ (略)
- 2～6 (略)
- 第5 計画の変更等
1 運用第7の1、2及び3の別に定める場合は、以下に掲げるいずれかの理由により促進計画、活性化計画又は基本計画を変更した場合とする。なお、その報告は別記様式第15号によるものとする。
- (1) 担い手の変更 (認定農業者、農地所有適格法人等の変更を含む。)
- ア 担い手の追加
イ 担い手の交代
ウ 担い手の除外
- (2)・(3) (略)
- (4) その他、整備工程計画の変更等に伴い事業実施期間における農用地の流動化計画、経営体育成計画及び農地所有適格法人等育成計画に変更が生じた場合
(略)
- 第6 事業の達成状況報告等
1・2 (略)
- 3 運用第5の1の(2)のウの要件による事業実施地区にあつては、県知事は、生産基盤整備事業等の完了年度の翌年度以降5年間、促進計画を踏まえて農地所有適格法人等の経営状況を毎年度調査し、翌年度の6月末日までに、別記様式第25号により、地方農政局長等に報告するものとする。
- 4～6 (略)
- 第7 助成
1～6 (略)
- 7 農業経営高度化促進事業の助成の限度額は、生産基盤整備事業等の総事業費に以下の助成割合を乗じた額とする。
- (1)～(3) (略)
- (4) 農地所有適格法人等農地集積促進事業
ア～カ (略)
- (5)・(6) (略)
- 8～11 (略)

- 第3 (略)
- 第4 計画の作成
1 経営体育成型
(1)・(2) (略)
- (3) 促進計画においては、事業実施区域を対象に、以下に掲げる事項のうち必要なものを定めるものとする。
- ア～ウ (略)
- エ 農業生産法人等育成計画
アに基づき、農業生産法人等の育成、農業経営等に係る目標を設定する。
オ～セ (略)
- 2～6 (略)
- 第5 計画の変更等
1 運用第7の1、2及び3の別に定める場合は、以下に掲げるいずれかの理由により促進計画、活性化計画又は基本計画を変更した場合とする。なお、その報告は別記様式第15号によるものとする。
- (1) 担い手の変更 (認定農業者、農業生産法人等の変更を含む。)
- ア 担い手の追加
イ 担い手の交代
ウ 担い手の除外
- (2)・(3) (略)
- (4) その他、整備工程計画の変更等に伴い事業実施期間における農用地の流動化計画、経営体育成計画及び農業生産法人等育成計画に変更が生じた場合
(略)
- 第6 事業の達成状況報告等
1・2 (略)
- 3 運用第5の1の(2)のウの要件による事業実施地区にあつては、県知事は、生産基盤整備事業等の完了年度の翌年度以降5年間、促進計画を踏まえて農業生産法人等の経営状況を毎年度調査し、翌年度の6月末日までに、別記様式第25号により、地方農政局長等に報告するものとする。
- 4～6 (略)
- 第7 助成
1～6 (略)
- 7 農業経営高度化促進事業の助成の限度額は、生産基盤整備事業等の総事業費に以下の助成割合を乗じた額とする。
- (1)～(3) (略)
- (4) 農業生産法人等農地集積促進事業
ア～カ (略)
- (5)・(6) (略)
- 8～11 (略)

〈目次〉

- 1 担い手等農業従事者基本計画總括表
- 2 農業構造の目標
 - (1) 経営改善の基本方針
 - (2) 担い手等の見直し(目標年度における農業就業人口)
 - (3) 担い手農家の概要
 - (4) 農地所有者団体(生産組織)の概要
 - (5) 市町村等が定めた農業構造改善目標(将来の農業構造)
 - (6) コスト低減目標
 - (7) 土地利用計画
 - (8) 農業生産基盤の整備目標

- (1) 経営整備の基本方針
- (2) 経営整備の概要
- ① 農業
- ② 農業用水施設
- (3) 区画整理
- (4) 土地利用計画
- 5 農業構造等事業計画
 - (1) 施設整備事業
 - (2) 関連事業
 - (3) 推進体制
 - (4) その他必要な事項
- 6 コスト低減目標
- 7 土地利用計画
- 8 農業生産基盤の整備目標

1 担い手等農業従事者基本計画總括表

担い手等農業従事者基本計画總括表	地区名				所在地				交付戸数				
	項目	水田	普通畑	畑	田舎	田舎	田舎	田舎	田舎	田舎	田舎	田舎	田舎
面積	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
農業従事者数													
担い手農家数													
農地所有者団体数													
農業生産基盤整備計画	農業構造改善目標												
基本方針	農業構造改善目標												
基本構造	農業構造改善目標												
その他必要な事項	農業構造改善目標												

〈目次〉

- 1 担い手等農業従事者基本計画總括表
- 2 農業構造の目標
 - (1) 経営改善の基本方針
 - (2) 担い手等の見直し(目標年度における農業就業人口)
 - (3) 担い手農家の概要
 - (4) 農地所有者団体(生産組織)の概要
 - (5) 市町村等が定めた農業構造改善目標(将来の農業構造)
 - (6) コスト低減目標
 - (7) 土地利用計画
 - (8) 農業生産基盤の整備目標

- (1) 経営整備の基本方針
- (2) 経営整備の概要
- ① 農業
- ② 農業用水施設
- (3) 区画整理
- (4) 土地利用計画
- 5 農業構造等事業計画
 - (1) 施設整備事業
 - (2) 関連事業
 - (3) 推進体制
 - (4) その他必要な事項
- 6 コスト低減目標
- 7 土地利用計画
- 8 農業生産基盤の整備目標

1 担い手等農業従事者基本計画總括表

担い手等農業従事者基本計画總括表	地区名				所在地				交付戸数				
	項目	水田	普通畑	畑	田舎	田舎	田舎	田舎	田舎	田舎	田舎	田舎	田舎
面積	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	
農業従事者数													
担い手農家数													
農地所有者団体数													
農業生産基盤整備計画	農業構造改善目標												
基本方針	農業構造改善目標												
基本構造	農業構造改善目標												
その他必要な事項	農業構造改善目標												

2 農業構造の目標

- (1) (略)
- (2) 担い手等の見直し(目標年度における農業就業人口)
 - ① (略)

2 農業構造の目標

- (1) (略)
- (2) 担い手等の見直し(目標年度における農業就業人口)
 - ① (略)

② 担い手の見直し

区分	担い手農家数	農地所有適格法人数	生産組織数	その他(経営受託)	計
現在 (H年)					
計画 (H年)					

注：担い手農家及び生産組織等の現在数についても要件に合致するものについて記入する。

③ (略)

(3) (略)

(4) 農地所有適格法人・生産組織の概要

農地所有適格法人 及び生産組織等名 (組織ごとに整理)	設置年月日 (予定を含む)	対象作物名	参加農家数(戸)		常時従事者数(人)		オペレータ数(人)		経営等農用地面積規模(ha)	
			現在	目標	現在	目標	現在	目標	現在	目標

(5)・(6) (略)

3 土地利用計画

(1) 土地利用構想

換地工区	地区面積	土地利用の区分				担い手等				農業生産集積率 (C)= (B)/(A)											
		受益地	非農用地	その他	計	農地所有適格法人	生産組織	その他	計												
		畑	飼料畑	樹園地	施設	小計	農用地	その他	計												

注：換地工区ごとに区分することが必要な場合は、区分して整理する。

(2) 土地利用計画

農作業主体 権利の種類	農家		農地所有適格法人		担い手等		その他		合計	
	戸数	面積 ha	戸数	面積 ha	戸数	面積 ha	戸数	面積 ha	戸数	面積 ha
自己所有地										
賃借権設定										
経営受託										
基幹作業受託										
計										

② 担い手の見直し

区分	担い手農家数	農業生産法人数	生産組織数	その他(経営受託)	計
現在 (H年)					
計画 (H年)					

注：担い手農家及び生産組織等の現在数についても要件に合致するものについて記入する。

③ (略)

(3) (略)

(4) 農業生産法人・生産組織の概要

農業生産法人及び 生産組織等名 (組織ごとに整理)	設置年月日 (予定を含む)	対象作物名	参加農家数(戸)		常時従事者数(人)		オペレータ数(人)		経営等農用地面積規模(ha)	
			現在	目標	現在	目標	現在	目標	現在	目標

(5)・(6) (略)

3 土地利用計画

(1) 土地利用構想

換地工区	地区面積	土地利用の区分				担い手等				農業生産集積率 (C)= (B)/(A)											
		受益地	非農用地	その他	計	農業生産法人	生産組織	その他	計												
		畑	飼料畑	樹園地	施設	小計	農用地	その他	計												

注：換地工区ごとに区分することが必要な場合は、区分して整理する。

(2) 土地利用計画

農作業主体 権利の種類	農家		農業生産法人		担い手等		その他		合計	
	戸数	面積 ha	戸数	面積 ha	戸数	面積 ha	戸数	面積 ha	戸数	面積 ha
自己所有地										
賃借権設定										
経営受託										
基幹作業受託										
計										

4～7 (略)

別記様式第6号・別記様式第7号 (略)

別記様式第8号

1～3 (略)

4 担い手への農地の利用集積等計画

農業者	事業実施前	1年度目	2年度目	3年度目	4年度目	5年度目	事業完了時
うち認定農業者数	()	()	()	()	()	()	()
農地所有適格法人	()	()	()	()	()	()	()
うち認定農業者数	()	()	()	()	()	()	()
生産組織	()	()	()	()	()	()	()
特定農業団体	()	()	()	()	()	()	()
その他法人	()	()	()	()	()	()	()
今後育成する農業者	()	()	()	()	()	()	()
(合計) 担い手数	()	()	()	()	()	()	()
《事業前》 《事業完了》	() []	() []	() []	() []	() []	() []	() []
うち認定農業者数	()	()	()	()	()	()	()

※ () 内に各担い手の集積面積 (ha) を記載 (合計欄の []内には地区内農地面積に占めるシェアを記載)
※ 合計欄の《 》内には地区内農地面積 (ha) を記載

5・6 (略)

7 耕作放棄地解消・集積促進計画

※ (略)
(1) (略)

4～7 (略)

別記様式第6号・別記様式第7号 (略)

別記様式第8号

1～3 (略)

4 担い手への農地の利用集積等計画

農業者	事業実施前	1年度目	2年度目	3年度目	4年度目	5年度目	事業完了時
うち認定農業者数	()	()	()	()	()	()	()
農業生産法人	()	()	()	()	()	()	()
うち認定農業者数	()	()	()	()	()	()	()
生産組織	()	()	()	()	()	()	()
特定農業団体	()	()	()	()	()	()	()
その他法人	()	()	()	()	()	()	()
今後育成する農業者	()	()	()	()	()	()	()
(合計) 担い手数	()	()	()	()	()	()	()
《事業前》 《事業完了》	() []	() []	() []	() []	() []	() []	() []
うち認定農業者数	()	()	()	()	()	()	()

※ () 内に各担い手の集積面積 (ha) を記載 (合計欄の []内には地区内農地面積に占めるシェアを記載)
※ 合計欄の《 》内には地区内農地面積 (ha) を記載

5・6 (略)

7 耕作放棄地解消・集積促進計画

※ (略)
(1) (略)

(2) 耕作放棄地集約化計画

農業者 うち認定農業者数 農地所有資格法人 うち認定農業者数 生産組織 特定農業団体 その他法人 今後育成する農業者 (合計)	事業実施前 (○年度)	事業完了時 (○年度)	目標年度 (○年度)
		(耕作放棄地面積) (地区内農用地面積)	[] (地区内農用地面積)

※地区内の耕作放棄地面積のうち担い手に集約化した面積 (ha) を記載 (合計欄の「」内には地区内農用地面積に占める担い手に集約化した耕作放棄地の割合を記載)。
 ※目標年度は、事業開始年度から起算しておおむね10年後の年度とするが、事業の進捗状況に応じて、知事があらかじめ地方農政局長等の意見を聴いて定めることができる。

8 (略)

別記様式第9号～別記様式第16号 (略)

別記様式第17号

- 1 (略)
- 2 生産基盤整備事業等の達成状況
(1) (略)

(2) 耕作放棄地集約化計画

農業者 うち認定農業者数 農業生産法人 うち認定農業者数 生産組織 特定農業団体 その他法人 今後育成する農業者 (合計)	事業実施前 (○年度)	事業完了時 (○年度)	目標年度 (○年度)
		(耕作放棄地面積) (地区内農用地面積)	[] (地区内農用地面積)

※地区内の耕作放棄地面積のうち担い手に集約化した面積 (ha) を記載 (合計欄の「」内には地区内農用地面積に占める担い手に集約化した耕作放棄地の割合を記載)。
 ※目標年度は、事業開始年度から起算しておおむね10年後の年度とするが、事業の進捗状況に応じて、知事があらかじめ地方農政局長等の意見を聴いて定めることができる。

8 (略)

別記様式第9号～別記様式第16号 (略)

別記様式第17号

- 1 (略)
- 2 生産基盤整備事業等の達成状況
(1) (略)

(2) 担い手別農地利用集積方法

権利等の種類	担い手区分															
	農業者				農地所有者				生産組織				その他		計	
	人数	面積	人数	面積	人数	面積	人数	面積	人数	面積	人数	面積	人数	面積	人数	面積
自己所有地																
賃貸権認定																
経営委託																
基幹作業委託																
計																

注1:担い手の区分欄については、運用の第2の3の規定に基づいて記載するものとする。
 注2:本表の基礎資料として、①担い手別地番別土地利用調整結果一覧表、②農地集積状況図を作成する。

(2) 担い手別農地利用集積方法

権利等の種類	担い手区分															
	農業者				農地所有者				生産組織				その他		計	
	人数	面積	人数	面積	人数	面積	人数	面積	人数	面積	人数	面積	人数	面積	人数	面積
自己所有地																
賃貸権認定																
経営委託																
基幹作業委託																
計																

注1:担い手の区分欄については、運用の第2の3の規定に基づいて記載するものとする。
 注2:本表の基礎資料として、①担い手別地番別土地利用調整結果一覧表、②農地集積状況図を作成する。

(3) 担い手育成の実績

区分	農業者 (人)		農地所有者 (法人)		生産組織 (組織)	特定農業団体等 (団体)	その他 法人	今後育成すべき農業者 (人等)
	うち認定農業者	農業者	うち認定農業者	農業者				
計画時								
目標								
実績(〇〇年度まで)								

(3) 担い手育成の実績

区分	農業者 (人)		農地所有者 (法人)		生産組織 (組織)	特定農業団体等 (団体)	その他 法人	今後育成すべき農業者 (人等)
	うち認定農業者	農業者	うち認定農業者	農業者				
計画時								
目標								
実績(〇〇年度まで)								

3 担い手別地番別土地利用調整結果一覧表

担い手番号	地番	面積	計画地目	所有農家番号	担い手区分別集積方法						
					農業者 うち認定 農業者	農地所有 資格法人 うち認定 農業者	生産 組織	特定 農業 団体 等	その他 法人	今後育成 すべき農 業者	
⑤	0001	1.20	田	⑤	(所)⑤ 1.20	(所)⑤ 1.20					
	0002	1.06	畑		(所)⑥ 1.06	(所)⑥ 1.06					
	0103	1.40	田	②	(貸)⑤ 1.40	(貸)⑤ 1.40					
	0205	1.35	〃	④	(受)⑥ 1.35	(受)⑥ 1.35					
小計		5.01			5.01	5.01					

注1：--覧表は担い手別に整理する。
注2：集積方法の(所)は所有権、(貸)は賃貸借権等、(受)は基幹ほ場3作業以上の受託によるものとして記入し、個別農家は⑤等、法人及び組織等はA等と表記する。

3 担い手別地番別土地利用調整結果一覧表

担い手番号	地番	面積	計画地目	所有農家番号	担い手区分別集積方法						
					農業者 うち認定 農業者	農業生産法人 うち認定 農業者	生産 組織	特定 農業 団体 等	その他 法人	今後育成 すべき農 業者	
⑤	0001	1.20	田	⑤	(所)⑥ 1.20	(所)⑥ 1.20					
	0002	1.06	畑		(所)⑥ 1.06	(所)⑥ 1.06					
	0103	1.40	田	②	(貸)⑤ 1.40	(貸)⑤ 1.40					
	0205	1.35	〃	④	(受)⑥ 1.35	(受)⑥ 1.35					
小計		5.01			5.01	5.01					
計											

注1：--覧表は担い手別に整理する。
注2：集積方法の(所)は所有権、(貸)は賃貸借権等、(受)は基幹ほ場3作業以上の受託によるものとして記入し、個別農家は⑤等、法人及び組織等はA等と表記する。

(別記様式第18号)

(略)

- 1 (略)
- 2 生産基盤整備事業等の達成状況
 - (1) (略)
 - (2) 担い手別農用地集約化方法

担い手区分

権利等の種類	農業者		農地所在 担い手				農業者		生産組織		特定農業 団体等		その他 法人		今後育成す べき農業者		計	
	人数	面積 (ha)	うち認定 農業者		法人数	面積 (ha)	うち認定 農業者		組織数	面積 (ha)	団体数	面積 (ha)	法人数	面積 (ha)	人数等	面積 (ha)	人数等	面積 (ha)
			人数	面積 (ha)			人数	面積 (ha)										
自己所有地																		
賃貸権設定																		
経営受託																		
基幹作業受託																		
計																		

注1:担い手の区分欄については、運用の第203の規定に基づいて記載するものとする。
 注2:本表の基礎資料として、①担い手別地番別土地利用調整結果一覧表、②農地集積状況図を作成する。
 注3:その他法人とは、運用の第203(4)に該当するものとする。

(別記様式第18号)

(略)

- 1 (略)
- 2 生産基盤整備事業等の達成状況
 - (1) (略)
 - (2) 担い手別農用地集約化方法

担い手区分

権利等の種類	農業者		農地所在 担い手				農業者		生産組織		特定農業 団体等		その他 法人		今後育成す べき農業者		計	
	人数	面積 (ha)	うち認定 農業者		法人数	面積 (ha)	うち認定 農業者		組織数	面積 (ha)	団体数	面積 (ha)	法人数	面積 (ha)	人数等	面積 (ha)	人数等	面積 (ha)
			人数	面積 (ha)			人数	面積 (ha)										
自己所有地																		
賃貸権設定																		
経営受託																		
基幹作業受託																		
計																		

注1:担い手の区分欄については、運用の第203の規定に基づいて記載するものとする。
 注2:本表の基礎資料として、①担い手別地番別土地利用調整結果一覧表、②農地集積状況図を作成する。
 注3:その他法人とは、運用の第203(4)に該当するものとする。

3 担い手別地番別土地利用調整結果一覧表

担い手 番号	地番	面積	計画 地目	所有 農家 番号	担い手区分別集積方法						
					農業者 うち認定 農業者	農業生産法人 うち認定 農業者	生産 組織	特定 農業 団体 等	その他 法人	今後育成 すべき農 業者	
⑤	0001	1.20	田	⑤	(所)⑤ 1.20	(所)⑤ 1.20					
	0002	1.06	畑	⑥	(所)⑥ 1.06	(所)⑥ 1.06					
	0103	1.40	田	②	(貸)⑤ 1.40	(貸)⑤ 1.40					
	0205	1.35	〃	④	(受)⑤ 1.35	(受)⑤ 1.35					
小計		5.01			5.01	5.01					
計											

注1：一覧表は担い手別に整理する。
 注2：集積方法の(所)は所有権、(貸)は賃貸借権等、(受)は基幹ほ場3作業以上の受託によるものとして記入し、個別農家は⑤等、法人及び組織等はA等と表記する。

3 担い手別地番別土地利用調整結果一覧表

担い手 番号	地番	面積	計画 地目	所有 農家 番号	担い手区分別集積方法						
					農業者 うち認定 農業者	農業生産法人 うち認定 農業者	生産 組織	特定 農業 団体 等	その他 法人	今後育成 すべき農 業者	
⑤	0001	1.20	田	⑤	(所)⑤ 1.20	(所)⑤ 1.20					
	0002	1.06	畑	⑥	(所)⑥ 1.06	(所)⑥ 1.06					
	0103	1.40	田	②	(貸)⑤ 1.40	(貸)⑤ 1.40					
	0205	1.35	〃	④	(受)⑤ 1.35	(受)⑤ 1.35					
小計		5.01			5.01	5.01					
計											

注1：一覧表は担い手別に整理する。
 注2：集積方法の(所)は所有権、(貸)は賃貸借権等、(受)は基幹ほ場3作業以上の受託によるものとして記入し、個別農家は⑤等、法人及び組織等はA等と表記する。

別記様式第19号

(略)

- 1 (略)
2 生産基盤整備事業等の達成状況

(1) 農地所有適格法人等への農地利用集積の実績

区分	農用地面積 (ha) A	農地所有 等の数	農地所有適格 法人等の利用			農用地面積に 占める農地所有 利用集積率 (%) B/A
			集積面積 (ha) B+C+D+E	法人等の 所有面積 (ha) C	法人等の 使用収益権面積 (ha) D	
事業実施 前						
計画	()	()	()	()	()	()
〇〇年度 まで						

上段()：生産基盤整備事業等の完了時、下段：促進計画等目標年度

注1：別紙2-1の第2の1に該当する農地所有適格法人等について記載する。

注2：本表の基礎資料として、①農地所有適格法人等地番別土地利用調整結果一覧表、②農地集積状況図を作成する。

(2) 農地所有適格法人等地番別土地利用調整結果一覧表

農地所有 適格法人等 番号	地番	面積	計画 地目	所有 農家 番号	農地所有適格法人 等区分別集積方法
㊦	0001	1.20	田	6	(所)㊦ 1.20
	0002	1.06	畑	6	(所)㊦ 1.06
	0103	1.40	田	2	(貸)㊦ 1.40
	0205	1.35	〃	4	(受)㊦ 1.35
小計		5.01			5.01
計					

別記様式第19号

(略)

- 1 (略)
2 生産基盤整備事業等の達成状況

(1) 農業生産法人等への農地利用集積の実績

区分	農用地面積 (ha) A	農業生産法人 等の数	農業生産法人 等の利用集積			農用地面積に 占める農業 生産法人等の 利用集積率 (%) B/A
			面積 (ha) B=C+D+E	農業生産法人 等の所有面積 (ha) C	農業生産法人等 の使用収益権 面積 (ha) D	
事業実施 前						
計画	()	()	()	()	()	()
〇〇年度 まで						

上段()：生産基盤整備事業等の完了時、下段：促進計画等目標年度

注1：別紙2-1の第2の1に該当する農業生産法人等について記載する。

注2：本表の基礎資料として、①農業生産法人等地番別土地利用調整結果一覧表、②農地集積状況図を作成する。

(2) 農業生産法人等地番別土地利用調整結果一覧表

農業生産 法人等 番号	地番	面積	計画 地目	所有 農家 番号	農業生産法人等 区分別集積方法
㊦	0001	1.20	田	6	(所)㊦ 1.20
	0002	1.06	畑	6	(所)㊦ 1.06
	0103	1.40	田	2	(貸)㊦ 1.40
	0205	1.35	〃	4	(受)㊦ 1.35
小計		5.01			5.01
計					

注1:集積方法の(所)は所有権、(貸)は賃貸借権等、(受)は基幹ほ場3作業以上の受託によるものとして記入する。

3 農地所有資格法人等の育成状況

農地所有資格法人等の名称	経営面積 (ha) うち 地区内	農地所有資格法人となった日	特定農業法人となった日 (予定含む)	認定農業業者認定日	経営所得安定対策加入日	法人形態	構成員数 (人)	常時従業員数 (人)	経営方針

注1:「法人形態」欄は、農事組合法人・合名会社・合資会社・有限会社・株式会社のいずれかを記入する。
注2:常時従業員数とは農地法第2条第7項第2号ニに規定するものをいう。(以下同じ。)

注1:集積方法の(所)は所有権、(貸)は賃貸借権等、(受)は基幹ほ場3作業以上の受託によるものとして記入する。

3 農業生産法人等の育成状況

農業生産法人等の名称	経営面積 (ha) うち 地区内	農業生産法人となった日	特定農業生産法人となった日 (予定含む)	認定農業業者認定日	経営所得安定対策加入日	法人形態	構成員数 (人)	常時従業員数 (人)	経営方針

注1:「法人形態」欄は、農事組合法人・合名会社・合資会社・有限会社・株式会社のいずれかを記入する。
注2:常時従業員数とは農地法第2条第7項第2号ニに規定するものをいう。(以下同じ。)

(記様式第20号)
1～2 (略)
3 耕作放棄地集約化の実績
(略)

農業者 うち認定農業者数 農地所有権持法人 うち認定農業者数	事業実施前 (○年度)	事業完了時 (○年度)	要件達成確認年度 (○年度)	完了後5年度目 (○年度)
	/			
	生産組織			
特定農業団体				
その他法人				
今後育成する農業者				
〈合計〉	〈耕作放棄地面積〉 (地区内農用地面積)	[] (地区内農用地面積)	[] (地区内農用地面積)	[] (地区内農用地面積)

※地区内の耕作放棄地面積のうち担い手に集約化した面積 (ha) を記載 (合計欄の []内には地区内農用地面積に占める担い手に集約化した耕作放棄地の割合を記載)。
※「要件達成確認年度」とは、取扱い第8の6の確認を行う年度である。

4 (略)

(記様式第20号)
1～2 (略)
3 耕作放棄地集約化の実績
(略)

農業者 うち認定農業者数 農業生産法人 うち認定農業者数	事業実施前 (○年度)	事業完了時 (○年度)	要件達成確認年度 (○年度)	完了後5年度目 (○年度)
	/			
	生産組織			
特定農業団体				
その他法人				
今後育成する農業者				
〈合計〉	〈耕作放棄地面積〉 (地区内農用地面積)	[] (地区内農用地面積)	[] (地区内農用地面積)	[] (地区内農用地面積)

※地区内の耕作放棄地面積のうち担い手に集約化した面積 (ha) を記載 (合計欄の []内には地区内農用地面積に占める担い手に集約化した耕作放棄地の割合を記載)。
※「要件達成確認年度」とは、取扱い第8の6の確認を行う年度である。

4 (略)

1 (略)

2 事業達成状況

- (1) (略)
- (2) 担い手別農地利用集積方法

担い手区分

権利等の種類	農業者		農地所有者		うち認定農業者		生産組織	特定農業団体等	その他		今後育成すべき農業者	計		
	人数	面積 (ha)	人数	面積 (ha)	法人数	面積 (ha)			法人数	面積 (ha)			法人数	面積 (ha)
自己所有地														
賃借権設定														
経営受託														
基幹作業受託														
計														

注1:担い手の区分欄については、適用の第2の3の規定に基づいて記載するものとする。
 注2:本表の基礎資料として、①担い手別地番別土地利用調整結果一覧表、②農地集積状況図を作成する。

1 (略)

2 事業達成状況

- (1) (略)
- (2) 担い手別農地利用集積方法

担い手区分

権利等の種類	農業者		農業生産法人		うち認定農業者		生産組織	特定農業団体等	その他		今後育成すべき農業者	計		
	人数	面積 (ha)	人数	面積 (ha)	法人数	面積 (ha)			法人数	面積 (ha)			法人数	面積 (ha)
自己所有地														
賃借権設定														
経営受託														
基幹作業受託														
計														

注1:担い手の区分欄については、適用の第2の3の規定に基づいて記載するものとする。
 注2:本表の基礎資料として、①担い手別地番別土地利用調整結果一覧表、②農地集積状況図を作成する。

(3) 担い手等育成の実績
ア 担い手育成の実績

区分	農業者 (人)		農地所有		うち認定農業者	生産組織 (組織)	特定農業団体等 (団体)	その他法人	今後育成する農業者 (人等)
	うち認定農業者	農地所有適格法人 (法人)							
計画時									
目標									
実績 (〇〇年度まで)									

イ (略)

(別記様式第22号)

(略)

- 1 (略)
- 2 事業達成状況

(1) (略)

(2) 担い手別農用地集約化方法

担い手区分

権利等の種類	農業者		農地所有		うち認定農業者		生産組織		特定農業団体等		その他法人		今後育成すべき農業者		計
	人数	面積 (ha)	人数	面積 (ha)	人数	面積 (ha)	組織数	面積 (ha)	団体数	面積 (ha)	法人数	面積 (ha)	人数等	面積 (ha)	
自己所有地															
賃貸権設定															
経営受託															
基幹作業受託															
計															

注1: 担い手の区分欄については、運用の第2の3の規定に基づいて記載するものとする。

注2: 本表の基礎資料として、①担い手別農用地集約化結果一覧表、②農地集約状況図を作成する。

(3) 担い手等育成の実績
ア 担い手育成の実績

区分	農業者 (人)		農業生産法人		うち認定農業者	生産組織 (組織)	特定農業団体等 (団体)	その他法人	今後育成する農業者 (人等)
	うち認定農業者	農業生産法人 (法人)							
計画時									
目標									
実績 (〇〇年度まで)									

イ (略)

(別記様式第22号)

(略)

- 1 (略)
- 2 事業達成状況

(1) (略)

(2) 担い手別農用地集約化方法

担い手区分

権利等の種類	農業者		農業生産法人		うち認定農業者		生産組織		特定農業団体等		その他法人		今後育成すべき農業者		計
	人数	面積 (ha)	人数	面積 (ha)	人数	面積 (ha)	組織数	面積 (ha)	団体数	面積 (ha)	法人数	面積 (ha)	人数等	面積 (ha)	
自己所有地															
賃貸権設定															
経営受託															
基幹作業受託															
計															

注1: 担い手の区分欄については、運用の第2の3の規定に基づいて記載するものとする。

注2: 本表の基礎資料として、①担い手別農用地集約化結果一覧表、②農地集約状況図を作成する。

(参考) 担い手別農用地利用集積方法用土地利用集積方法

権利等の種類	担い手区分																	
	農業者			農地所有 遺贈法人			生産組織			特定農業 団体等			その他 法人		今後育成す べき農業者		計	
	人数 (ha)	人数 (ha)	人数 (ha)	人数 (ha)	人数 (ha)	人数 (ha)	人数 (ha)	人数 (ha)	組織数 (ha)	団体数 (ha)	法人数 (ha)	法人数 (ha)	人数等 (ha)	人数等 (ha)	人数等 (ha)	人数等 (ha)	人数等 (ha)	
自己所有地																		
賃貸権設定																		
経営受託																		
基幹作業受託																		
計																		

注1:担い手の区分欄については、運用の第2の3の規定に基づいて記載するものとする。
 注2:本表の基礎資料として、①担い手別地番別土地利用調整結果一覧表、②農地集積状況図を作成する。

(3) (略)

(参考) 担い手別農用地利用集積方法用土地利用集積方法

権利等の種類	担い手区分																	
	農業者			農地所有 法人			生産組織			特定農業 団体等			その他 法人		今後育成す べき農業者		計	
	人数 (ha)	人数 (ha)	人数 (ha)	人数 (ha)	人数 (ha)	人数 (ha)	人数 (ha)	組織数 (ha)	団体数 (ha)	法人数 (ha)	法人数 (ha)	人数等 (ha)	人数等 (ha)	人数等 (ha)	人数等 (ha)	人数等 (ha)	人数等 (ha)	
自己所有地																		
賃貸権設定																		
経営受託																		
基幹作業受託																		
計																		

注1:担い手の区分欄については、運用の第2の3の規定に基づいて記載するものとする。
 注2:本表の基礎資料として、①担い手別地番別土地利用調整結果一覧表、②農地集積状況図を作成する。

(3) (略)

記録式第23号

(略)

1 (略)

2 事業達成状況

(1) 農用地利用集積の実績
ア 農地所有資格法人等への農地利用集積の実績

区分	農用地 面積 (ha)	農地所有資格 法人等の 所有面積 (ha)						農地所有 資格法人等への使用収益権面積(ha)						農用地 利用集積 率 H/A (%)
		地区 内	地区 外	地区 内	地区 外	地区 内	地区 外	計	地区 内	地区 外	地区 内	地区 外	計	
事業実施前														
計画	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
増加ポイント K1-J	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]
00年度まで 増加ポイント K2-J														K2

注1：運用の第2の1に該当する農地所有資格法人等について記載する。
上段()：生産基盤整備事業等の完了時、下段[]：目標年度

イ (略)
ウ 農業経営高度化促進事業の実績
(略)

記録式第23号

(略)

1 (略)

2 事業達成状況

(1) 農用地利用集積の実績
ア 農業生産法人等への農地利用集積の実績

区分	農用地 面積 (ha)	農業生産法人 等の 所有面積 (ha)						農業生産法 人等への使用収益権面積(ha)						農用地 利用集積 率 H/A (%)
		地区 内	地区 外	地区 内	地区 外	地区 内	地区 外	計	地区 内	地区 外	地区 内	地区 外	計	
事業実施前														
計画	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
増加ポイント K1-J	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]
00年度まで 増加ポイント K2-J														K2

注1：運用の第2の1に該当する農業生産法人等について記載する。
上段()：生産基盤整備事業等の完了時、下段[]：目標年度

イ (略)
ウ 農業経営高度化促進事業の実績
(略)

(2) 経営所得安定対策加入経営体別農地利用集積方法

経営所得安定対策加入経営体区分						
権利等	個別農業者		集落営農組織		計	
	人数；面積(ha)	法人数；面積(ha)	人数；面積(ha)	組織数；面積(ha)	人数等；面積(ha)	
自己所有地						
貸付権設定						
経営受託						
抵付作業受託						
計						

注1：農地所有権取得法人等①には運用第5の1の(2)のウの(ア)に該当するもの、農地所有権取得法人等②には左記に該当しないものを記載する。

注2：高度化支援事業を実施していない地区については、農地所有権取得法人等①の区分欄のみ入力し、その他の区分欄には斜線を引く。

(3) 経営所得安定対策加入経営体育成の実績

区分	個別農業者 (人)	農地所有権取得法人等①		農地所有権取得法人等②		集落営農組織 (組織数)
		(法人数)	うち特定農業法人 (法人数)	(法人数)	うち特定農業法人 (法人数)	
計画時						
完了時						
目標年度						
実績(〇〇年度まで)						

注1：農地所有権取得法人等①には運用第5の1の(2)のウの(ア)に該当するもの、農地所有権取得法人等②には左記に該当しないものを記載する。

注2：高度化支援事業を実施していない地区については、農地所有権取得法人等①の区分欄のみ入力し、その他の区分欄には斜線を引く。

注3：「完了時」とは生産基盤整備事業等の完了時、「目標年度」とは生産基盤整備事業等促進計画の目標年度をいう。

(2) 経営所得安定対策加入経営体別農地利用集積方法

経営所得安定対策加入経営体区分						
権利等	個別農業者		集落営農組織		計	
	人数；面積(ha)	法人数；面積(ha)	人数；面積(ha)	組織数；面積(ha)	人数等；面積(ha)	
自己所有地						
貸付権設定						
経営受託						
抵付作業受託						
計						

注1：農業生産法人等①には運用第5の1の(2)のウの(ア)に該当するもの、農業生産法人等②には左記に該当しないものを記載する。

注2：高度化支援事業を実施していない地区については、農業生産法人等①の区分欄のみ入力し、その他の区分欄には斜線を引く。

(3) 経営所得安定対策加入経営体育成の実績

区分	個別農業者 (人)	農業生産法人等①		農業生産法人等②		集落営農組織 (組織数)
		(法人数)	うち特定農業法人 (法人数)	(法人数)	うち特定農業法人 (法人数)	
計画時						
完了時						
目標年度						
実績(〇〇年度まで)						

注1：農業生産法人等①には運用第5の1の(2)のウの(ア)に該当するもの、農業生産法人等②には左記に該当しないものを記載する。

注2：高度化支援事業を実施していない地区については、農業生産法人等①の区分欄のみ入力し、その他の区分欄には斜線を引く。

注3：「完了時」とは生産基盤整備事業等の完了時、「目標年度」とは生産基盤整備事業等促進計画の目標年度をいう。

3 農地所有資格法人等の状況
(1) 農地所有資格法人等の経営状況

農地所有資格法人等の名称 (ha)	経営面積	農地所有資格法人となった日		特定農業者認定日	認定農業者認定日	経営所得安定対策加入経営体となった日	構成員数 (人)	常時従事者数 (人)	経営方針
		うち 地区内	(予定含む)						
〇〇法人									
△△法人									
××法人									

(略)

注1：運用の第2の1に該当する農地所有資格法人等のみを記載対象とする。

注2：農地所有資格法人等が設立された次年度から目標年度まで記載する。
(例)

(2) 農地所有資格法人等育成の取組状況
(略)

注1：農地所有資格法人等が複数設立した場合は、設立した法人毎に作成する。

注2：運用別表の区分の欄の4の事業種類の欄の(1)の高度土地利用調整事業を生産基盤整備事業等の開始年度以前に先行して実施している場合にあつては、高度土地利用調整事業の開始時からの内容を記入する。

注3：「完了」とは生産基盤整備事業等の完了をいう。

3 農業生産法人等の状況
(1) 農業生産法人等の経営状況

農業生産法人等の名称 (ha)	経営面積	農業生産法人となった日		特定農業者認定日	認定農業者認定日	経営所得安定対策加入経営体となった日	構成員数 (人)	常時従事者数 (人)	経営方針
		うち 地区内	(予定含む)						
〇〇法人									
△△法人									
××法人									

(略)

注1：運用の第2の1に該当する農業生産法人等のみを記載対象とする。

注2：農業生産法人等が設立された次年度から目標年度まで記載する。
注3：農地法第15条の2に基づき農業委員会に提出された報告書に即して記載すること。

(2) 農業生産法人等育成の取組状況
(略)

注1：農業生産法人等が複数設立した場合は、設立した法人毎に作成する。

注2：運用別表の区分の欄の4の事業種類の欄の(1)の高度土地利用調整事業を生産基盤整備事業等の開始年度以前に先行して実施している場合にあつては、高度土地利用調整事業の開始時からの内容を記入する。

注3：「完了」とは生産基盤整備事業等の完了をいう。

(別記様式第24号)

(略)

- 1 (略)
 - 2 事業達成状況
- (1) (略)
- (2) 担い手別農地利用集積方法

権利等の種類	担い手区分																	
	農業者		農地所有				生産組織		特定農業団体等		その他		今後育成すべき農業者		計			
	人数	面積 (ha)	うち認定農業者 人数	面積 (ha)	法人数	面積 (ha)	法人数	面積 (ha)	組織数	面積 (ha)	団体数	面積 (ha)	法人数	面積 (ha)	人数等	面積 (ha)	人数等	面積 (ha)
自己所有地																		
買付権設定																		
経営受託																		
基幹作業受託																		
計																		

注1: 担い手の区分欄については、別紙2-1の第2の3の規定に基づいて記載するものとする。
 注2: 本表の基礎資料として、①担い手別農地集積土地利用調整結果一覧表、②農地集積状況図を作成する。

(3) 担い手等育成の実績

区分	農業者 (人)		農地所有 資格法人 (法人)		生産組織 (組織)		特定農業団体等 (団体)		その他 法人		今後育成すべき農業者 (人等)	
	うち認定農業者	うち認定農業者	うち認定農業者	うち認定農業者	(組織)	(団体)	法人	今後育成すべき農業者 (人等)				
計画時												
目標												
実績 (〇〇年度まで)												

(別記様式第24号)

(略)

- 1 (略)
 - 2 事業達成状況
- (1) (略)
- (2) 担い手別農地利用集積方法

権利等の種類	担い手区分																	
	農業者		農業生産法人				生産組織		特定農業団体等		その他		今後育成すべき農業者		計			
	人数	面積 (ha)	うち認定農業者 人数	面積 (ha)	法人数	面積 (ha)	法人数	面積 (ha)	組織数	面積 (ha)	団体数	面積 (ha)	法人数	面積 (ha)	人数等	面積 (ha)	人数等	面積 (ha)
自己所有地																		
買付権設定																		
経営受託																		
基幹作業受託																		
計																		

注1: 担い手の区分欄については、別紙2-1の第2の3の規定に基づいて記載するものとする。
 注2: 本表の基礎資料として、①担い手別農地集積土地利用調整結果一覧表、②農地集積状況図を作成する。

(3) 担い手等育成の実績

区分	農業者 (人)		農業生産法人 (法人)		生産組織 (組織)		特定農業団体等 (団体)		その他 法人		今後育成すべき農業者 (人等)	
	うち認定農業者	うち認定農業者	うち認定農業者	うち認定農業者	(組織)	(団体)	法人	今後育成すべき農業者 (人等)				
計画時												
目標												
実績 (〇〇年度まで)												

番 年 月 日 号

農地所有適格法人等経営状況評価報告書

農林水産省〇〇農政局長 殿

県知事名 印

農地整備事業に係る取扱い第7の3の規定により、下記のとおり 農地所有適格法人等の経営状況に関する評価を行ったので報告します。

- 1 (略)
- 2 農地所有適格法人等の概要

<u>農地所有適格法人等名</u> (法人形態)	<u>農地所有適格法人</u> になった日	特定農業法人 になった日	認定農業者 になった日	経営所得安定対策 加入経営体になっ た日	営農状況		構成員数 構成戸数	常時従事者数
					経営面積 うち地区内	作 目		
田:	ha	ha	ha	kg	ha	ha	kg	
畑:	ha	ha	ha	kg	ha	ha	kg	
その他:	ha	ha	ha	kg	ha	ha	kg	

番 年 月 日 号

農業生産法人等経営状況評価報告書

農林水産省〇〇農政局長 殿

県知事名 印

農地整備事業に係る取扱い第7の3の規定により、下記のとおり 農業生産法人等の経営状況に関する評価を行ったので報告します。

- 1 (略)
- 2 農業生産法人等の概要

<u>農業生産法人等名</u> (法人形態)	<u>農業生産法人</u> になった日	特定農業法人 になった日	認定農業者 になった日	経営所得安定対策 加入経営体になっ た日	営農状況		構成員数 構成戸数	常時従事者数
					経営面積 うち地区内	作 目		
田:	ha	ha	ha	kg	ha	ha	kg	
畑:	ha	ha	ha	kg	ha	ha	kg	
その他:	ha	ha	ha	kg	ha	ha	kg	

3 農地所有資格法人等の経営方針について
(略)

4 農地所有資格法人等の経営状況について
表 (略)
(削る)

5 農地所有資格法人等の地域振興に関する取組について
(略)

6 農地所有資格法人等の今後の取組方針について
(略)

7 (略)

3 農業生産法人等の経営方針について
(略)

4 農業生産法人等の経営状況について
表 (略)

注：事業の種類別の区分については、農地法第15条の2に基づき農業委員会に提出された報告書における記載上の注
意の4に即して記載すること。

5 農業生産法人等の地域振興に関する取組について
(略)

6 農業生産法人等の今後の取組方針について
(略)

7 (略)

○ 農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要領 (平成25年2月26日付け24農振第2171号・24生畜第2233号農林水産省農村振興局長・生産局長通知) 一部改正新旧対照表

改 正 後 現 行 (下線の部分は改正部分)

別紙3-2 (水利施設整備事業に係る取扱い)

第2 事業の内容

1~5 (略)

6 調整事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

(1)~(5) (略)

(6) 農地所有適格法人等の持続的な農業経営の確立に関する活動

(7) (略)

7~17 (略)

別記様式第7号

農用地利用集積促進用排水施設整備計画書

1~4 (略)

5 担い手別農用地集積方法

権利等の種類	担い手区分										
	農業者		農業者 うち認定 農業者	生業組織 農業者	特定農業 団体等	その他 法人	今後育成す べき農業者	計			計
	人	人							人	人	
自己所有地											
貸付補設定											
経営受託											
協賛受託											
計											

6 (略)

別紙3-2 (水利施設整備事業に係る取扱い)

第2 事業の内容

1~5 (略)

6 調整事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

(1)~(5) (略)

(6) 農業生産法人等の持続的な農業経営の確立に関する活動

(7) (略)

7~17 (略)

別記様式第7号

農用地利用集積促進用排水施設整備計画書

1~4 (略)

5 担い手別農用地集積方法

権利等の種類	担い手区分										
	農業者		農業者 うち認定 農業者	生業組織 農業者	特定農業 団体等	その他 法人	今後育成す べき農業者	計			計
	人	人							人	人	
自己所有地											
貸付補設定											
経営受託											
協賛受託											
計											

6 (略)

別記様式第20号

水利区域内農地集積促進整備事業達成状況報告書

- 1 (略)
- 2 (1) ~ (3) (略)
- (4) 担い手別農用地集積方法

権利等の種類	担い手区分									
	農業者		農地所有資格法人		生涯制農業者	特定農業団体等	その他法人	今後育成すべき農業者	計	農地 ha
	うち認定農業者	農業者	うち認定農業者	農地所有資格法人						
自己所有地										
賃貸権設定										
経営受託										
耕作作業受託										
計										

別記様式第20号

水利区域内農地集積促進整備事業達成状況報告書

- 1 (略)
- 2 (1) ~ (3) (略)
- (4) 担い手別農用地集積方法

権利等の種類	担い手区分									
	農業者		農地所有資格法人		生涯制農業者	特定農業団体等	その他法人	今後育成すべき農業者	計	農地 ha
	うち認定農業者	農業者	うち認定農業者	農地所有資格法人						
自己所有地										
賃貸権設定										
経営受託										
耕作作業受託										
計										

改正後	現行
別紙4-1（農地防災事業に係る運用）	別紙4-1（農地防災事業に係る運用）
（事業の実施）	（事業の実施）
<p>第3 県の知事は、補助金を充当して本事業を実施するとき、または団体から新たに補助金を充当して本事業を実施したい旨の報告があったときは、事業計画概要書（別紙様式第1号、但し、地域ため池総合整備事業、ため池等農地災害危機管理対策事業、農業用河川工作物応急対策等事業及び土地改良施設耐震対策事業を除く。）を地方農政局長に提出するものとする。</p> <p>(1)～(11) 【略】</p> <p><u>(12)運用別紙1のため池群整備事業のうちため池群整備工事又はため池群管理体制整備事業を実施する場合は、別紙様式第14号を提出するものとする。</u></p> <p>2～4 【略】</p>	<p>第3 県の知事は、補助金を充当して本事業を実施するとき、または団体から新たに補助金を充当して本事業を実施したい旨の報告があったときは、事業計画概要書（別紙様式第1号、但し、地域ため池総合整備事業、ため池等農地災害危機管理対策事業、農業用河川工作物応急対策等事業及び土地改良施設耐震対策事業を除く。）を地方農政局長に提出するものとする。</p> <p>(1)～(10) 【略】</p> <p><u>【新設】</u></p> <p>2～4 【略】</p>
（事業計画の変更）	（事業計画の変更）
<p>第4 県知事は、土地改良法に基づき実施する県営事業の計画変更については、「補助金の交付を受ける都道府県宮土地改良事業に係る土地改良事業計画に関する手続きについて」（平成12年11月30日付12構改C第704号農林水産事務次官依命通知）により行うものとする。</p> <p>2 【略】</p> <p>3 運用別紙1に掲げる事業（地域ため池総合整備事業、農業用河川工作物応急対策整備事業、土地改良施設耐震対策事業、<u>農村災害対策整備事業及びため池群整備事業</u>を除く。）のうち土地改良事業以外の事業として実施するものについて、次の各号のいずれかに該当する変更を行なったときは、事業実施主体は、県営事業にあっては変更を行った旨を地方農政局長に報告し、団体営事業にあっては県知事の承認を受けるものとする。</p> <p>(1)～(3) 【略】</p> <p>4 【略】</p>	<p>第4 県知事は、土地改良法に基づき実施する県営事業の計画変更については、「補助金の交付を受ける都道府県宮土地改良事業に係る土地改良事業計画に関する手続きについて」（平成12年11月30日付12構改C第704号農林水産事務次官依命通知）により行うものとする。</p> <p>2 【略】</p> <p>3 運用別紙1に掲げる事業（地域ため池総合整備事業、農業用河川工作物応急対策整備事業、土地改良施設耐震対策事業、<u>及び農村災害対策整備事業</u>を除く。）のうち土地改良事業以外の事業として実施するものについて、次の各号のいずれかに該当する変更を行なったときは、事業実施主体は、県営事業にあっては変更を行った旨を地方農政局長に報告し、団体営事業にあっては県知事の承認を受けるものとする。</p> <p>(1)～(3) 【略】</p> <p>4 【略】</p>
（助成）	（助成）
<p>第5 国は、予算の範囲内で本事業に関連して必要となる次の経費について、助成するものとする。ただし、運用別紙1に掲げる事業のうち土地改良施設耐震対策事業を除く。</p> <p>(1)～(6) 【略】</p> <p>(7) システム整備費（ため池等農地災害危機管理対策事業、<u>ため池緊急防災体制整備促進事業</u>及び<u>ため池群整備事業</u>に限る。）</p> <p>(8) 【略】</p> <p>(9) 調査費（ため池等農地災害危機管理対策事業、<u>ため池緊急防災体制整備促進事業</u>及び<u>ため池群整備事業</u>に限る。）</p> <p>(10) 【略】</p>	<p>第5 国は、予算の範囲内で本事業に関連して必要となる次の経費について、助成するものとする。ただし、運用別紙1に掲げる事業のうち土地改良施設耐震対策事業を除く。</p> <p>(1)～(6) 【略】</p> <p>(7) システム整備費（ため池等農地災害危機管理対策事業、<u>及びため池緊急防災体制整備促進事業</u>に限る。）</p> <p>(8) 【略】</p> <p>(9) 調査費（ため池等農地災害危機管理対策事業、<u>ため池緊急防災体制整備促進事業</u>に限る。）</p> <p>(10) 【略】</p>

運用別紙 1

I～X 【略】

XI. ため池群整備事業

I～X 【略】

XI. ため池群整備事業

ため池群整備事業の運用については、運用別紙 6 (ため池群整備事業) によるものとする。

別紙様式第 1 号 (第 2 関係)

【中略】

(注)

- 1 【略】
- 2 ため池等整備事業及びため池群整備事業にあつては、受益面積は、かんがい面積とし、被害防止面積を括弧外書きで併記すること。
- 3～6 【略】
- 7 ため池等整備事業及び農地保全整備事業のうち実施計画策定事業又はため池群整備事業のうち調査計画事業にあつては、効果、t 当たり事業費、10アール当たり事業費、現況、計画、主要工事、ため池基本台帳の欄を削除すること。また、備考欄に実施計画の対象事業を記入すること。

運用別紙 1

I～X 【略】

【新設】

I～X 【略】

【新設】

別紙様式第 1 号 (第 2 関係)

【中略】

(注)

- 1 【略】
- 2 ため池等整備事業にあつては、受益面積は、かんがい面積とし、被害防止面積を括弧外書きで併記すること。
- 3～6 【略】
- 7 ため池等整備事業及び農地保全整備事業のうち実施計画策定事業にあつては、効果、t 当たり事業費、10アール当たり事業費、現況、計画、主要工事、ため池基本台帳の欄を削除すること。また、備考欄に実施計画の対象事業を記入すること。

農用防災害防止ため池整備計画

1 地区の現況

都道府県名	地区名	所在地
地形・地質 土質・地象		
地域農業 の現状		
既往の 災害状況		
他地防災計画 等における 位置付け		
地域指定等		

2 課題及び整備方針

地域農業の 課題と 整備方針	
地域防災の 現状と課題	
地域防災の 取組方向と 整備方針	

3 ため池群整備工事の概要

整備の必要性	※ため池が群である理由を記載。									
	貯水施設					事業泉				
整備内容										
事業実施主体	事業実施期間									
受益面積 (ha)										
田	畑	樹園地	その他	計	水田	畑	その他	計	備考	
防犯受益面積 (ha)										
耕作額 (千円)										
作物	農地	農薬用施設	公共施設	家畜	計	うち	農外分		人命 (人)	
総事業費 (千円)										
負担区分 (%)										
県										
市町村										
その他										
関連事業等の概要										
事業名・地区名	事業実施主体	事業実施期間	事業内容			総事業費 (千円)				

注) ため池群整備工事の事業計画の対象とするため池の一覧を添付すること

4 ため池群管理体制整備事業の概要

管理体制間の現状										
管理の今後の基本方針										
関係者の合意状況										
事業実施内容										
事業実施主体	事業実施期間									
総事業費 (千円)	負担区分 (%)									
	県	市町村			その他					

注1) ため池群管理整備事業の事業計画の対象とするため池の一覧を添付すること
 注2) ため池群整備工事のみを記載する場合は記載しない

5 ため池群整備工事の実施により発生する災害防止効果

(F11)

要因別	灌漑区分					効果額
	作物	農地	農薬用 施設	農漁家	公共資産	
事業なかりせば 年数割額①						
現況年数割額 ②						
事業なかりせば 年数割額③						
年数割経費減額④ (更新分)						
年数割経費減額⑤ (新設・機能向上 分)						
事業なかりせば 年数割額①						
現況年数割額 ②						
事業なかりせば 年数割額③						
年数割経費減額④ (更新分)						
年数割経費減額⑤ (新設・機能向上 分)						
計						

第1 事業内容

本事業を構成する調査計画事業、ため池群整備工事及びため池群管理体制整備事業の事業内容は、それぞれ次に掲げるとおりとする。

1 調査計画事業

(1) 調査

ため池の決壊防止やため池の持つ洪水調節機能などの評価に必要な調査、整備計画策定に必要な調査をするものとする。

(2) 計画策定

調査結果から、別紙様式第14号の農用地災害防止ため池整備計画を策定するものとする。

2 ため池群整備工事

複数のため池を対象に行う、ため池の決壊防止又は洪水調節機能の向上等に資するため池の改修、廃止、しゅんせつ、附帯施設の整備、周辺水路の整備、その他目的を達成するために必要な施設の整備

3 ため池群管理体制整備事業

2の事業と一体的に行う管理体制の見直しに必要なワークショップや研修の開催、広域管理計画の策定、広域管理の試行等の実施

第2 事業実施主体

県、市町村、土地改良区、農業協同組合その他県の知事が適当と認める者（ため池群整備工事を行う場合は、県に限る。）

第3 事業の実施

1 事業実施主体は、ため池群整備工事の実施に関しては、土地改良法（昭和24年法律第195号）その他の関係法令に基づき所要の手続を経るものとする。

2 事業費のうち国の助成を除いた残額は県及び市町村等地方公共団体の費用をもって充当するよう努めるものとする。

3 土地改良事業関係補助金交付要綱（昭和31年8月13日付け31農地第3966号農林水産事務次官依命通知）別表の事業等又は補助対象事業の区分の欄の「ため池群整備事業」における補助率のうち都府県の欄の農村振興局長が別に定める地域とは、次のとおりとする。

(1) 次の市町村又は次の地域を含む市町村の区域

ア 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域（同法第33条第1項又は第2項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。）

イ 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村

ウ 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域（以下この運用別紙において「離島」という。）

エ 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された特定農山村地域

(2) (1)に準じる地域であつて地方農政局等が特に必要と認めた市町村の区域

第4

要件

本事業を構成する調査計画事業、ため池群整備工事及びため池群管理体制整備事業の要件は、それぞれ次に掲げるとおりとする。

1 調査計画事業

(1) 施設が決壊した場合に下流の住宅や公共施設等へ影響を与えるおそれがある等のため池を含むもの

(2) 防災効果を確保又は十分に発揮するために一体的に整備する必要があるものであつて、かつ、事業実施後に同一の管理下にある見込みのあるものであり、次のいずれかに該当する見込みのあるため池を調整により、洪水調節機能又は土砂流出防止機能が向上するもの

ア ため池間の農業用水の調整により、洪水調節機能又は土砂流出防止機能が向上するもの

イ ため池からの流出水量の調整により、洪水調節機能が向上するもの

ウ 決壊した場合の被害想定範囲が重複するもの

(3) 農業用ため池の受益面積の合計がおおむね10ヘクタール以上のもの

2 ため池群整備工事の要件を満たすこと。

(1) 大規模事業

ア 施設が決壊した場合に下流の住宅や公共施設等へ影響を与えるおそれがある等のため池を含むもの

イ 防災効果を確保又は十分に発揮するために一体的に整備する必要があるものであつて、かつ、事業実施後に同一の管理下にあるものであり、次のいずれかに該当する2か所以上のため池を対象とするもの

(ア) ため池間の農業用水の調整により、洪水調節機能又は土砂流出防止機能が向上するもの

(イ) ため池からの流出水量の調整により、洪水調節機能が向上するもの

(ロ) 決壊した場合の被害想定範囲が重複するもの

ウ 農業用ため池の受益面積の合計がおおむね80ヘクタール以上のもの

エ 農業用ため池の防災受益面積の合計がおおむね200ヘクタール以上又は想定被害額(農外)の合計が10億円以上のもの

オ 運用別紙1の1の2の(1)に定める特例地域(以下この運用別紙において「特例地域」という。)において行うものにあつては、エの規定にかかわらず、農業用ため池の防災受益面積の合計がおおむね140ヘクタール以上又は想定被害額(農外)の合計が7億円以上のもの

カ 離島において行うものにあつては、エの規定にかかわらず、農業用ため池の防災受益面積の合計がおおむね80ヘクタール以上又は想定被害額(農外)の合計が4億円以上のもの

キ 特例地域であつて、かつ、離島である地域において行うものにあつては、エからカまでの規定にかかわらず、農業用ため池の防災受益面積の合計がおおむね60ヘクタール以上又は想定被害額(農外)の合計が3億円以上のもの

ク 別紙様式第14号の農用地災害防止ため池整備計画が策定されているもの

(2) 小規模事業

ア 施設が決壊した場合に下流の住宅や公共施設等へ影響を与えるおそれがある等のため池を含むもの

<p>1 防災効果を確保又は十分に發揮するために一体的に整備する必要があるものであって、かつ、事業実施後に同一の管理下にあるものであり、次のいずれかに該当する2か所以上のため池を対象とするもの</p> <p>(7) <u>ため池間の農業用水の調整により、洪水調節機能又は土砂流出防止機能が向上するもの</u></p> <p>(4) <u>ため池からの流出水量の調整により、洪水調節機能が向上するもの</u></p> <p>(6) <u>決壊した場合の被害想定範囲が重複するもの</u></p> <p>2 <u>農業用ため池の受益面積の合計がおおむね10ヘクタール以上のもの</u></p> <p>3 <u>農業用ため池の防災受益面積の合計がおおむね20ヘクタール以上又は想定被害額（農外）の合計が1億円以上のもの</u></p> <p>4 <u>特例地域において行うもの</u>であつては、エの規定にかかわらず、農業用ため池の防災受益面積の合計がおおむね14ヘクタール以上又は想定被害額（農外）の合計が7,000万円以上のもの</p> <p>カ <u>別紙様式14号の農用地災害防止ため池整備計画が策定されているもの</u></p> <p>3 <u>ため池群管理体制整備事業</u> 第1の2の事業と併せ行うもの</p>	
<p>第5 <u>事業計画の変更</u></p> <p>調査計画事業及びため池群管理体制整備事業について、次のいずれかに該当する変更を行ったときは、県知事は、調査計画事業にあつては別紙様式第1号、ため池群管理体制整備事業にあつては別紙様式第14号により地方農政局長へ提出するものとする。</p> <p>1 <u>地区概要の変更</u></p> <p>2 <u>物価又は労賃の変動によるものを除く事業費の30パーセント以上の増減（調査設計業務等の入札、契約の改善による費用の縮減による事業費の減額であつて、変更前の事業により得られる効用と同等以上の効用が得られるものによる場合を除く。）</u></p>	

○ 農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要領 (平成25年2月26日付け24農振第2171号・24生畜第2233号農林水産省農村振興局長・生産局長通知) 一部改正新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

u003c/div>

改 正		理 行																																	
別紙9 (草地畜産基盤整備事業に係る運用)		別紙9 (草地畜産基盤整備事業に係る運用)																																	
第1 [略]	第1 [略]	第1 [略]	第1 [略]																																
第2 用語の定義 草地畜産基盤整備事業 (以下この別紙において「本事業」という。)において、団地、草地の造成改良、草地の整備改良、野草地改良、放牧用林地整備、農業者の組織体、受益草地等、中山間地域、 <u>農地所有適格法人</u> に準じる法人、構成員、家畜飼養頭羽数、気象的條件の厳しい地域、耕作放棄地、耕作放棄地率及び飼料自給率とは、それぞれ次の内容のものをいうものとする。	第2 用語の定義 草地畜産基盤整備事業 (以下この別紙において「本事業」という。)において、団地、草地の造成改良、草地の整備改良、野草地改良、放牧用林地整備、農業者の組織体、受益草地等、中山間地域、 <u>農地所有適格法人</u> に準じる法人、構成員、家畜飼養頭羽数、気象的條件の厳しい地域、耕作放棄地、耕作放棄地率及び飼料自給率とは、それぞれ次の内容のものをいうものとする。	第2 用語の定義 草地畜産基盤整備事業 (以下この別紙において「本事業」という。)において、団地、草地の造成改良、草地の整備改良、野草地改良、放牧用林地整備、農業者の組織体、受益草地等、中山間地域、 <u>農業生産法人</u> に準じる法人、構成員、家畜飼養頭羽数、気象的條件の厳しい地域、耕作放棄地、耕作放棄地率及び飼料自給率とは、それぞれ次の内容のものをいうものとする。	第2 用語の定義 草地畜産基盤整備事業 (以下この別紙において「本事業」という。)において、団地、草地の造成改良、草地の整備改良、野草地改良、放牧用林地整備、農業者の組織体、受益草地等、中山間地域、 <u>農業生産法人</u> に準じる法人、構成員、家畜飼養頭羽数、気象的條件の厳しい地域、耕作放棄地、耕作放棄地率及び飼料自給率とは、それぞれ次の内容のものをいうものとする。																																
1～8 [略] 9 <u>農地所有適格法人</u> に準ずる法人 第5の1の表の種別欄の再編整備事業の「準ずる法人」とは、農事組合法人、持分会社 (会社法 (平成17年法律第86号) 第575条第1項に規定する持分会社をいう。)又は株式会社 (株主の総数が50人以下であつて、かつ、公開会社 (会社法第2条第5号に規定する公開会社をいう。)でないものに限る。)で、次に掲げる要件の全てを満たすものをいうものとする。 (1)・(2) [略] 10～14 [略]	1～8 [略] 9 <u>農地所有適格法人</u> に準ずる法人 第5の1の表の種別欄の再編整備事業の「準ずる法人」とは、農事組合法人、持分会社 (会社法 (平成17年法律第86号) 第575条第1項に規定する持分会社をいう。)又は株式会社 (株主の総数が50人以下であつて、かつ、公開会社 (会社法第2条第5号に規定する公開会社をいう。)でないものに限る。)で、次に掲げる要件の全てを満たすものをいうものとする。 (1)・(2) [略] 10～14 [略]	1～8 [略] 9 <u>農業生産法人</u> に準ずる法人 第5の1の表の種別欄の再編整備事業の「準ずる法人」とは、農事組合法人、持分会社 (会社法 (平成17年法律第86号) 第575条第1項に規定する持分会社をいう。)又は株式会社 (株主の総数が50人以下であつて、かつ、公開会社 (会社法第2条第5号に規定する公開会社をいう。)でないものに限る。)で、次に掲げる要件の全てを満たすものをいうものとする。 (1)・(2) [略] 10～14 [略]	1～8 [略] 9 <u>農業生産法人</u> に準ずる法人 第5の1の表の種別欄の再編整備事業の「準ずる法人」とは、農事組合法人、持分会社 (会社法 (平成17年法律第86号) 第575条第1項に規定する持分会社をいう。)又は株式会社 (株主の総数が50人以下であつて、かつ、公開会社 (会社法第2条第5号に規定する公開会社をいう。)でないものに限る。)で、次に掲げる要件の全てを満たすものをいうものとする。 (1)・(2) [略] 10～14 [略]																																
第3・4 [略]	第3・4 [略]	第3・4 [略]	第3・4 [略]																																
第5 事業の内容等 1 [略]	第5 事業の内容等 1 [略]	第5 事業の内容等 1 [略]	第5 事業の内容等 1 [略]																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>事 業 内 容 及 び 実 施 要 件 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>草地整備型 公共牧場整備事業</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>畜産担い手総合整備型 飼料基盤集積整備事業</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>再編整備事業</td> <td>再編整備事業は、担い手を主体とした畜産主産地の形成又は再編整備等を図るための生産基盤の整備とし、次に掲げる要件の全てに該当するものであること。 (1) [略] (2) 事業参加者 (<u>農地所有適格法人</u> (農地法 (昭和27年法律第229号) 第2条第3項に規定するものをいう。)又は第2の9に定める<u>農地所有適格</u></td> </tr> </tbody> </table>	種 類	事 業 内 容 及 び 実 施 要 件 等	草地整備型 公共牧場整備事業	[略]	畜産担い手総合整備型 飼料基盤集積整備事業	[略]	再編整備事業	再編整備事業は、担い手を主体とした畜産主産地の形成又は再編整備等を図るための生産基盤の整備とし、次に掲げる要件の全てに該当するものであること。 (1) [略] (2) 事業参加者 (<u>農地所有適格法人</u> (農地法 (昭和27年法律第229号) 第2条第3項に規定するものをいう。)又は第2の9に定める <u>農地所有適格</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>事 業 内 容 及 び 実 施 要 件 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>草地整備型 公共牧場整備事業</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>畜産担い手総合整備型 飼料基盤集積整備事業</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>再編整備事業</td> <td>再編整備事業は、担い手を主体とした畜産主産地の形成又は再編整備等を図るための生産基盤の整備とし、次に掲げる要件の全てに該当するものであること。 (1) [略] (2) 事業参加者 (<u>農業生産法人</u> (農地法 (昭和27年法律第229号) 第2条第3項に規定するものをいう。)又は第2の9に定める<u>農業生産法人</u>に準</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	事 業 内 容 及 び 実 施 要 件 等	草地整備型 公共牧場整備事業	[略]	畜産担い手総合整備型 飼料基盤集積整備事業	[略]	再編整備事業	再編整備事業は、担い手を主体とした畜産主産地の形成又は再編整備等を図るための生産基盤の整備とし、次に掲げる要件の全てに該当するものであること。 (1) [略] (2) 事業参加者 (<u>農業生産法人</u> (農地法 (昭和27年法律第229号) 第2条第3項に規定するものをいう。)又は第2の9に定める <u>農業生産法人</u> に準	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>事 業 内 容 及 び 実 施 要 件 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>草地整備型 公共牧場整備事業</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>畜産担い手総合整備型 飼料基盤集積整備事業</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>再編整備事業</td> <td>再編整備事業は、担い手を主体とした畜産主産地の形成又は再編整備等を図るための生産基盤の整備とし、次に掲げる要件の全てに該当するものであること。 (1) [略] (2) 事業参加者 (<u>農業生産法人</u> (農地法 (昭和27年法律第229号) 第2条第3項に規定するものをいう。)又は第2の9に定める<u>農業生産法人</u>に準</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	事 業 内 容 及 び 実 施 要 件 等	草地整備型 公共牧場整備事業	[略]	畜産担い手総合整備型 飼料基盤集積整備事業	[略]	再編整備事業	再編整備事業は、担い手を主体とした畜産主産地の形成又は再編整備等を図るための生産基盤の整備とし、次に掲げる要件の全てに該当するものであること。 (1) [略] (2) 事業参加者 (<u>農業生産法人</u> (農地法 (昭和27年法律第229号) 第2条第3項に規定するものをいう。)又は第2の9に定める <u>農業生産法人</u> に準	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>事 業 内 容 及 び 実 施 要 件 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>草地整備型 公共牧場整備事業</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>畜産担い手総合整備型 飼料基盤集積整備事業</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>再編整備事業</td> <td>再編整備事業は、担い手を主体とした畜産主産地の形成又は再編整備等を図るための生産基盤の整備とし、次に掲げる要件の全てに該当するものであること。 (1) [略] (2) 事業参加者 (<u>農業生産法人</u> (農地法 (昭和27年法律第229号) 第2条第3項に規定するものをいう。)又は第2の9に定める<u>農業生産法人</u>に準</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	事 業 内 容 及 び 実 施 要 件 等	草地整備型 公共牧場整備事業	[略]	畜産担い手総合整備型 飼料基盤集積整備事業	[略]	再編整備事業	再編整備事業は、担い手を主体とした畜産主産地の形成又は再編整備等を図るための生産基盤の整備とし、次に掲げる要件の全てに該当するものであること。 (1) [略] (2) 事業参加者 (<u>農業生産法人</u> (農地法 (昭和27年法律第229号) 第2条第3項に規定するものをいう。)又は第2の9に定める <u>農業生産法人</u> に準
種 類	事 業 内 容 及 び 実 施 要 件 等																																		
草地整備型 公共牧場整備事業	[略]																																		
畜産担い手総合整備型 飼料基盤集積整備事業	[略]																																		
再編整備事業	再編整備事業は、担い手を主体とした畜産主産地の形成又は再編整備等を図るための生産基盤の整備とし、次に掲げる要件の全てに該当するものであること。 (1) [略] (2) 事業参加者 (<u>農地所有適格法人</u> (農地法 (昭和27年法律第229号) 第2条第3項に規定するものをいう。)又は第2の9に定める <u>農地所有適格</u>																																		
種 類	事 業 内 容 及 び 実 施 要 件 等																																		
草地整備型 公共牧場整備事業	[略]																																		
畜産担い手総合整備型 飼料基盤集積整備事業	[略]																																		
再編整備事業	再編整備事業は、担い手を主体とした畜産主産地の形成又は再編整備等を図るための生産基盤の整備とし、次に掲げる要件の全てに該当するものであること。 (1) [略] (2) 事業参加者 (<u>農業生産法人</u> (農地法 (昭和27年法律第229号) 第2条第3項に規定するものをいう。)又は第2の9に定める <u>農業生産法人</u> に準																																		
種 類	事 業 内 容 及 び 実 施 要 件 等																																		
草地整備型 公共牧場整備事業	[略]																																		
畜産担い手総合整備型 飼料基盤集積整備事業	[略]																																		
再編整備事業	再編整備事業は、担い手を主体とした畜産主産地の形成又は再編整備等を図るための生産基盤の整備とし、次に掲げる要件の全てに該当するものであること。 (1) [略] (2) 事業参加者 (<u>農業生産法人</u> (農地法 (昭和27年法律第229号) 第2条第3項に規定するものをいう。)又は第2の9に定める <u>農業生産法人</u> に準																																		
種 類	事 業 内 容 及 び 実 施 要 件 等																																		
草地整備型 公共牧場整備事業	[略]																																		
畜産担い手総合整備型 飼料基盤集積整備事業	[略]																																		
再編整備事業	再編整備事業は、担い手を主体とした畜産主産地の形成又は再編整備等を図るための生産基盤の整備とし、次に掲げる要件の全てに該当するものであること。 (1) [略] (2) 事業参加者 (<u>農業生産法人</u> (農地法 (昭和27年法律第229号) 第2条第3項に規定するものをいう。)又は第2の9に定める <u>農業生産法人</u> に準																																		

- 1 -

水田地帯等担い手育成整備事業	<p>法人に準ずる法人を含む場合については、第2の10に定める構成員を加えた者)がおおむね10人(中山間地域については5人)以上であること。</p> <p>(3)～(4) [略]</p> <p>水田地帯等担い手育成整備事業は、水田地帯における家畜を飼養する新たな担い手の育成を図るための生産基盤の整備とし、次に掲げる要件の全てに該当するものであること。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 事業参加者(農地所有適格法人又はこれに準ずる法人を含む場合については、その構成員を加えた者)がおおむね10人(中山間地域については5人)以上であること。</p> <p>(3)～(5) [略]</p>
草地林地総合整備型	[略]

2 [略]

第6～第13 [略]

別記様式第1号(第6の2の関係)

<table border="1"> <tr> <td>県</td> <td>地区</td> </tr> <tr> <td>作成年月</td> <td></td> </tr> </table>	県	地区	作成年月		<p>() 型) 事業</p> <p>畜産活性化計画書 ○○地区</p> <p>平成 年 月 ○○県</p> <p>(目次) [略]</p> <p>畜産活性化計画区域図 [略]</p>
県	地区				
作成年月					

水田地帯等担い手育成整備事業	<p>する法人を含む場合については、第2の10に定める構成員を加えた者)がおおむね10人(中山間地域については5人)以上であること。</p> <p>(3)～(4) [略]</p> <p>水田地帯等担い手育成整備事業は、水田地帯における家畜を飼養する新たな担い手の育成を図るための生産基盤の整備とし、次に掲げる要件の全てに該当するものであること。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 事業参加者(農業生産法人又はこれに準ずる法人を含む場合については、その構成員を加えた者)がおおむね10人(中山間地域については5人)以上であること。</p> <p>(3)～(5) [略]</p>
草地林地総合整備型	[略]

2 [略]

第6～第13 [略]

別記様式第1号(第6の2の関係)

<table border="1"> <tr> <td>県</td> <td>地区</td> </tr> <tr> <td>作成年月</td> <td></td> </tr> </table>	県	地区	作成年月		<p>() 型) 事業</p> <p>畜産活性化計画書 ○○地区</p> <p>平成 年 月 ○○県</p> <p>(目次) [略]</p> <p>畜産活性化計画区域図 [略]</p>
県	地区				
作成年月					

第1章 概要 要 要
1 畜産活性化計画総括表

郡市町村名	所在地	地区名	区域面積 (ha)	担当部署名	DB	FA	
地方及び 国土計画課				農村生活政策 の課長付付			
実施年度	現 在 目 録 (10年後)						
農産物(20) 削減目標	農産物(20) 削減目標 (ha) 削減目標 (ha) 削減目標 (ha) 削減目標 (ha)	農産物(20) 削減目標 (ha) 削減目標 (ha) 削減目標 (ha)	農産物(20) 削減目標 (ha) 削減目標 (ha) 削減目標 (ha)	農産物(20) 削減目標 (ha) 削減目標 (ha) 削減目標 (ha)	農産物(20) 削減目標 (ha) 削減目標 (ha) 削減目標 (ha)	農産物(20) 削減目標 (ha) 削減目標 (ha) 削減目標 (ha)	
自然 農産物 生産 計画	区分 現況 計画	需要度 (A)	供給度 (B)	対応不足度 (A)-(B)	その他 削減目標 (C)	削減目標 (B)/(A)	備考
		計画	計画	計画	計画	計画	計画
公共 施設 整備 事業	区分 現況 計画	農 用 地 (ha)		非農用地 その他	計	備考	
		水田	普通畑				耕作地
事業 計画	項目	① (年~年)	② (年~年)	③ (年~年)	④ (年~年)	⑤ (年~年)	
		受給者数(人)	収入(万円)	収入(万円)	収入(万円)	収入(万円)	収入(万円)
事例 事業 計画	項目	農産物(20) 削減目標 (ha)	農産物(20) 削減目標 (ha)	農産物(20) 削減目標 (ha)	農産物(20) 削減目標 (ha)	農産物(20) 削減目標 (ha)	
		削減目標 (ha)	削減目標 (ha)	削減目標 (ha)	削減目標 (ha)	削減目標 (ha)	

第1章 概要 要 要
1 畜産活性化計画総括表

郡市町村名	所在地	地区名	区域面積 (ha)	担当部署名	DB	FA	
地方及び 国土計画課				農村生活政策 の課長付付			
実施年度	現 在 目 録 (10年後)						
農産物(20) 削減目標	農産物(20) 削減目標 (ha) 削減目標 (ha) 削減目標 (ha)	農産物(20) 削減目標 (ha) 削減目標 (ha) 削減目標 (ha)	農産物(20) 削減目標 (ha) 削減目標 (ha) 削減目標 (ha)	農産物(20) 削減目標 (ha) 削減目標 (ha) 削減目標 (ha)	農産物(20) 削減目標 (ha) 削減目標 (ha) 削減目標 (ha)	農産物(20) 削減目標 (ha) 削減目標 (ha) 削減目標 (ha)	
自然 農産物 生産 計画	区分 現況 計画	需要度 (A)	供給度 (B)	対応不足度 (A)-(B)	その他 削減目標 (C)	削減目標 (B)/(A)	備考
		計画	計画	計画	計画	計画	計画
公共 施設 整備 事業	区分 現況 計画	農 用 地 (ha)		非農用地 その他	計	備考	
		水田	普通畑				耕作地
事業 計画	項目	① (年~年)	② (年~年)	③ (年~年)	④ (年~年)	⑤ (年~年)	
		受給者数(人)	収入(万円)	収入(万円)	収入(万円)	収入(万円)	収入(万円)
事例 事業 計画	項目	農産物(20) 削減目標 (ha)	農産物(20) 削減目標 (ha)	農産物(20) 削減目標 (ha)	農産物(20) 削減目標 (ha)	農産物(20) 削減目標 (ha)	
		削減目標 (ha)	削減目標 (ha)	削減目標 (ha)	削減目標 (ha)	削減目標 (ha)	

所 属 農 業 種 別	山 林	原 野	ほろほろ地	田	畑	計	備 考
稲作							
麦作							
大豆作							
雑穀作							
野菜作							
果樹作							
畜産							
養蚕							
その他							
計							
対 象 農 業 種 別							
稲作							
麦作							
大豆作							
雑穀作							
野菜作							
果樹作							
畜産							
養蚕							
その他							
計							
対 象 農 業 種 別							
稲作							
麦作							
大豆作							
雑穀作							
野菜作							
果樹作							
畜産							
養蚕							
その他							
計							

(注1) 土地利用集積方法のその他の欄の () は交換分合等を記入する
 (注2) 水田地帯等担い手育成整備事業及び草地林地総合整備事業は、再編整備事業関連欄に記載すること。

2～4 [略]

第2章 [略]

第3章 計画事項

- 1 畜産活性化の目標
- (1) ～ (3) [略]
- (4) 担い手育成の計画
- ① 担い手等の内訳

個別農家数	農業生産法人数	生産組織数	その他 (経営受託)		計
			現在	目標	
現在	現在	現在	現在	現在	現在
目標	目標	目標	目標	目標	目標

(注) 担い手農家及び生産組織等の責任数についても要綱・要領で定業された要件に合致するものについて記入する

所 属 農 業 種 別	山 林	原 野	ほろほろ地	田	畑	計	備 考
稲作							
麦作							
大豆作							
雑穀作							
野菜作							
果樹作							
畜産							
養蚕							
その他							
計							
対 象 農 業 種 別							
稲作							
麦作							
大豆作							
雑穀作							
野菜作							
果樹作							
畜産							
養蚕							
その他							
計							

(注1) 土地利用集積方法のその他の欄の () は交換分合等を記入する
 (注2) 水田地帯等担い手育成整備事業及び草地林地総合整備事業は、再編整備事業関連欄に記載すること。

2～4 [略]

第2章 [略]

第3章 計画事項

- 1 畜産活性化の目標
- (1) ～ (3) [略]
- (4) 担い手育成の計画
- ① 担い手等の内訳

個別農家数	農業生産法人数	生産組織数	その他 (経営受託)		計
			現在	目標	
現在	現在	現在	現在	現在	現在
目標	目標	目標	目標	目標	目標

(注) 担い手農家及び生産組織等の責任数についても要綱・要領で定業された要件に合致するものについて記入する

④ 農地所有資格法人及び農業生産組織の概要

生産組織名 (別紙様式に添付)	設置年月日 (予定を含む)	参加農家戸数 (戸)		常時従事者 (人)		ハロー-数 (人)		飼料生産基盤面積 (ha)		農作業受託面積 (ha)	
		現在	目標	現在	目標	現在	目標	現在	目標	現在	目標

(5) ~ (8) [略]

2~4 [略]

別記様式第2号(第7の3の関係)

〇〇〇〇〇〇〇〇草地畜産基盤事業(〇〇型)
 〇〇事業実施地区選定申請書

番号
年月日

県知事殿

特定市町村の長 ㊟

平成〇〇年度草地畜産基盤整備事業実施地区として下記地区を選定されたく、別紙調書を添えて草地畜産基盤整備事業の取扱い第〇の〇の規定に基づき申請します。

記

- 1 地区名
- 2 所在地
- 3 事業の種類
- 4 別紙調書

草地畜産基盤整備事業(〇〇型) 〇〇事業実施申請地区概況調書

〇〇〇〇草地畜産基盤整備事業(〇〇型)
 〇〇事業実施申請地区概況調書

- 1 地区名
- 2 所在地
- 3 事業の必要性と目的
- 4 総括表

④ 農業生産法人及び農業生産組織の概要

生産組織名 (別紙様式に添付)	設置年月日 (予定を含む)	参加農家戸数 (戸)		常時従事者 (人)		ハロー-数 (人)		飼料生産基盤面積 (ha)		農作業受託面積 (ha)	
		現在	目標	現在	目標	現在	目標	現在	目標	現在	目標

(5) ~ (8) [略]

2~4 [略]

別記様式第2号(第7の3の関係)

〇〇〇〇〇〇〇〇草地畜産基盤事業(〇〇型)
 〇〇事業実施地区選定申請書

番号
年月日

県知事殿

特定市町村の長 ㊟

平成〇〇年度草地畜産基盤整備事業実施地区として下記地区を選定されたく、別紙調書を添えて草地畜産基盤整備事業の取扱い第〇の〇の規定に基づき申請します。

記

- 1 地区名
- 2 所在地
- 3 事業の種類
- 4 別紙調書

草地畜産基盤整備事業(〇〇型) 〇〇事業実施申請地区概況調書

〇〇〇〇草地畜産基盤整備事業(〇〇型)
 〇〇事業実施申請地区概況調書

- 1 地区名
- 2 所在地
- 3 事業の必要性と目的
- 4 総括表

(公共牧場整備事業)

(添付資料) [略]

(飼料基盤集積整備事業)

所在地	飼料生産基盤の流動化計画				
	計 (ha)	個別農家	農業生産者協会 法人	生産組織	その他
担い手等への土地 利用集積方法					
自己所有地					
賃借権設定					
経営受託					
農作業受託					
その他	()	()	()	()	()

(再編整備事業)

(添付資料) [略]

(水田地帯等担い手育成事業及び草地林地総合整備型)

(添付資料) [略]

5・6 [略]

別記様式第3 [略]

別記様式第4 (第7の4の関係)

〇〇〇〇草地畜産基盤整備事業
(〇〇型) 〇〇事業実施計画書

番号
年月日

県知事の氏名 ㊦

地方農政局長殿
(北海道にあっては農林水産大臣)

別冊事業実施計画書のとおり、〇〇地区に係る草地畜産基盤整備事業(〇〇型) 〇〇事業実施計画を決定したので、草地畜産基盤整備事業の取扱い第〇の〇の規定に基づき、関係書類を添えて提出します。

(添付資料) ・〇〇〇草地畜産基盤整備事業(〇〇型) 〇〇事業実施計画書

- ・畜産活性化計画
- ・負担金条例

(公共牧場整備事業)

(添付資料) [略]

(飼料基盤集積整備事業)

所在地	飼料生産基盤の流動化計画				
	計 (ha)	個別農家	農業生産者協会 法人	生産組織	その他
担い手等への土地 利用集積方法					
自己所有地					
賃借権設定					
経営受託					
農作業受託					
その他	()	()	()	()	()

(再編整備事業)

(添付資料) [略]

(水田地帯等担い手育成事業及び草地林地総合整備型)

(添付資料) [略]

5・6 [略]

別記様式第3 [略]

別記様式第4 (第7の4の関係)

〇〇〇〇草地畜産基盤整備事業
(〇〇型) 〇〇事業実施計画書

番号
年月日

県知事の氏名 ㊦

地方農政局長殿
(北海道にあっては農林水産大臣)

別冊事業実施計画書のとおり、〇〇地区に係る草地畜産基盤整備事業(〇〇型) 〇〇事業実施計画を決定したので、草地畜産基盤整備事業の取扱い第〇の〇の規定に基づき、関係書類を添えて提出します。

(添付資料) ・〇〇〇草地畜産基盤整備事業(〇〇型) 〇〇事業実施計画書

- ・畜産活性化計画
- ・負担金条例

(目次) [略]

草地畜産基盤整備事業 (草地整備型) 公共牧場整備事業実施計画概要

(添付資料) [略]

草地畜産基盤整備事業 (畜産担い手総合整備型) 飼料基盤集積整備事業実施計画概要

(添付資料) [略]

草地畜産基盤整備事業 (畜産担い手総合整備型) 再編整備事業実施計画概要

(添付資料) [略]

草地畜産基盤整備事業 (畜産担い手総合整備型) 水田地帯等担い手育成事業 実施計画概要

(添付資料) [略]

草地畜産基盤整備事業 (草地林地総合整備型) 実施計画概要

(添付資料) [略]

第1章～第6章 [略]

第7章 事業参加予定者等

第1節 事業参加予定者総括表

区分		参加予定者	備	考
畜産	精肉用牛豚鶏	戸		
畜産	養鶏			
併用農家				
合計				

(注) 事業参加予定者に畜産担い手、地方公共団体、農業協同組合等が含まれる場合は、備考欄にその旨を記入すること。

第2節・第3節 [略]

第8章～第10章 [略]

別記様式第5号～別記様式第7号 [略]

(目次) [略]

草地畜産基盤整備事業 (草地整備型) 公共牧場整備事業実施計画概要

(添付資料) [略]

草地畜産基盤整備事業 (畜産担い手総合整備型) 飼料基盤集積整備事業実施計画概要

(添付資料) [略]

草地畜産基盤整備事業 (畜産担い手総合整備型) 再編整備事業実施計画概要

(添付資料) [略]

草地畜産基盤整備事業 (畜産担い手総合整備型) 水田地帯等担い手育成事業 実施計画概要

(添付資料) [略]

草地畜産基盤整備事業 (草地林地総合整備型) 実施計画概要

(添付資料) [略]

第1章～第6章 [略]

第7章 事業参加予定者等

第1節 事業参加予定者総括表

区分		参加予定者	備	考
畜産	精肉用牛豚鶏	戸		
畜産	養鶏			
併用農家				
合計				

(注) 事業参加予定者に畜産担い手、地方公共団体、農業協同組合等が含まれる場合は、備考欄にその旨を記入すること。

第2節・第3節 [略]

第8章～第10章 [略]

別記様式第5号～別記様式第7号 [略]

